

東日本大震災に関する緊急提案
(第3次)

平成23年4月13日

兵 庫 県

東日本大震災に関する緊急提案 (第3次)

兵庫県では、東日本大震災に関して、阪神・淡路大震災の被災地としての経験を生かせるよう、去る3月22日に第1次提案を、3月25日に第2次提案を行ったところですが、その後の措置状況を踏まえ、必要と考えられる措置について、第3次の提案を行います。

既に、数々の支援、特例措置が用意されていることとありますが、国においては、被災地の復旧、復興に向けて、引き続き積極果敢な取組を推進されるよう提案します。

平成23年4月13日

兵庫県知事 井戸 敏三

目 次

I	阪神・淡路大震災の経験と教訓を踏まえた提言	1
1	創造的復興のしくみづくり	1
2	生活再建への支援	3
3	避難生活への支援	4
4	住まい対策	6
5	きめ細かな福祉・医療対策	8
6	子ども・教育・文化対策	9
7	インフラ復旧対策	11
8	経済の復旧・復興	12
9	雇用に関する支援	14
10	復興まちづくり	15
II	津波対策の総合的な推進	17
1	津波災害からの復旧・復興	17
2	津波による被害の防止、軽減	17
III	阪神・淡路大震災の経験と教訓を踏まえた 特例的制度の創設と運用	19
(参考)		
1	阪神・淡路復興のための組織・体制	23
2	阪神・淡路大震災復興本部組織図	24
3	東日本大震災発生から1ヶ月を経過して ー被災地へのメッセージー	25
4	関西広域連合からの緊急声明	26
5	関西広域連合からの緊急声明(第二次)	28
6	東日本大震災における関西広域連合の支援	31
7	関連学協会会長共同アピール	37

I 阪神・淡路大震災の経験と教訓を踏まえた提言

1 創造的復興のしくみづくり

(1) 地域主体の復興のしくみづくりと国による積極支援

ア 地域主体の復興計画の策定

被災地の再生に向けた新たな夢を描き、その実現に向けたエネルギーとするためには、将来にわたる復興の道筋を早期に明らかにすることが重要である。

阪神・淡路大震災の際には、震災直後から、懇話会や各分野にわたる復興県民会議からの提言、被災者、市民、市民団体などからの意見・提言を集約し、被災地が阪神・淡路大震災復興計画を策定した。

このたびの震災においても、早期に被災地によって復興計画を策定されることを提案する。なお、復興計画の策定に際して、兵庫県からも様々な助言を行う用意がある。

イ 緊急3か年の復興計画の策定と事業実施への支援

阪神・淡路大震災の際には、全体の復興計画の策定にあわせ、特に対策が急がれる分野について、「ひょうご住宅復興3か年計画」「産業復興3か年計画」「緊急インフラ整備3か年計画」を策定した。

これらに基づき、国の支援も得て、主として高齢者や低所得者向けの災害復興公営住宅等の供給、多様な住宅再建支援策、事業の早期再開を図るための仮設工場、共同仮設店舗等の整備、主要交通施設の復興、緊急防災まちづくり事業などの取組を推進した結果、3年後の平成10年3月には、計画目標は総量的にはほぼ達成された。

このたびの震災においても、まちづくり、住宅、産業、インフラなど緊急に対策が必要な分野については、分野ごとの復興計画の策定とこれに基づく早期の事業実施への支援を提案する。

ウ 地域主体のまちづくり復興基本計画の早期提示

阪神・淡路大震災の際には、被災地域の早期復興をめざして、地域住民、県、関係市町が共通の認識を持ち、一致協力して都市づくりに取り組むため、今後の都市づくりのビジョンと方針及びそれを具体化するための施策をまとめた、「阪神・淡路都市復興基本計画」を策定した。

防災性が高く代替性のある多核・ネットワーク型都市構造の形成をうたった本計画は、阪神・淡路震災復興計画の中の都市づくりの部門計画であるとともに、県が法定計画として定める都市計画区域マスタープランの基本となった。

① まちづくり復興基本計画の早期策定

このたびの震災においては、大津波によりそれぞれのまちが壊滅的な打撃を受けており、復興まちづくりの基本的な方向が明らかにならなければ、住宅、商店、事業所、工場等は現地復旧、復興事業を推進することすらできない。しかも、被災地は入江ごとに分かれていることから、それぞれにふさわしいまちづくり復興基本計画を早期に策定されることを提案する。

② 関連学協会との連携

日本造園学会や日本都市計画学会をはじめとする学協会でも持続可能な早期復旧への支援を全力で行うことや「広域協働復興組織」の設立等を提言するなど、復興まちづくりに向けた支援の動きが出始めている。このような民間の力も結集した組織を設立し、それぞれの地域の実情に即した具体的な復興計画が早急に策定されることを提案する。

エ がれき処理の計画的推進

阪神・淡路大震災の際には、復興まちづくりのスタートは、被災地のがれき処理から始まった。

このたびの大津波によって被災地を覆ったがれきには、自動車や船舶などが含まれ、通常の災害にはない処理が必要である。

このため、できるだけ早期にがれき処理計画を策定し、これに基づき全国的なシステムを構築して、早急にがれき処理対策を講じることを提案する。

オ 地域主体の復興推進のしくみづくり

阪神・淡路大震災の際には、被災地主体の復興を国が最大限支援するというしくみが採用され、被災地の意向や実状を反映した復興対策が実現した。

このたびの震災においても、被災地主体の復興を推進するためのしくみづくりを提案する。

その際、国は、関東大震災の際に設立された復興院のような国主導の復興事業を推進するのではなく、「地域主権」の理念のもと、復興事業への十分な財政措置や規制緩和などの制度的な支援、技術的な助言などに徹するべきである。

カ 迅速・的確な被災地支援と復興を可能とする体制の構築

阪神・淡路大震災の際にも当初は政府内部に混乱が見られたが、震災3日後には兵庫県南部地震対策担当大臣が置かれ、特命室がこれを支える体制が整備された。

また、1か月後には、総理府に内閣総理大臣を本部長とする復興対策本部が設置され、関係省、被災自治体職員等からなる事務局が総合調整を行って、それまでにない多様な対策が迅速果敢に断行された。

このたびの未曾有の災害においても、権限と責任の一元化、担当省庁の明確化、横断調整のしくみの構築等により、各省庁の持てる資源を総動員し、必要な被災地支援が迅速に実行される体制を構築されることを提案する。

(2) 復旧復興財源に係る国庫補助率の嵩上げ等の特例措置

ア 道路、港湾等災害復旧事業における特別な国負担の実施

被災地の道路、港湾、河川、公園、下水道、農林水産施設、社会福祉施設等の災害復旧事業については、このたびの災害の甚大さに鑑み、激甚災害法に基づく国庫補助率嵩上げを超える特別の対策を講じることを提案する。

イ 受入れ自治体が負担する経費も含めた地方交付税等による確実な財政措置

被災地外の自治体が、被災者を受け入れることに必要な経費を含め、復旧・復興に必要な事業実施に伴う地方負担については、地方交付税等による確実な財政措置（交付税率の引き上げ等）を講じることを提案する。

ウ 被災自治体のニーズに合わせた包括的な財源対策

阪神・淡路大震災の際には、特別財政援助法の制定等により、災害救助・復旧事業費等への財政支援が拡充されたが、個別対策であった。

震災復興にあたっては、従来型である補助金の補助率嵩上げ、地方債元利償還への地方交付税措置等だけでは被災地特有のニーズに的確に対応することが難しい。このため、こうした個別対策に加えて、被災者数、被災面積など一定の基準に応じた包括的な財源対策を講じるよう提案する。

エ 被災自治体の資金調達の円滑化

今後、被災自治体が復旧・復興事業の実施に必要な資金需要に対応するため、阪神・淡路大震災時と同様、公的資金(財政融資資金、地方公共団体金融機構資金)については、速やかに十分な資金を確保することを提案する。

(3) 被災3県ごとに大規模な復興基金の早期創設

阪神・淡路大震災の際には、震災から2ヶ月半後の4月1日に、9,000億円(当初6,000億円)の阪神・淡路大震災復興基金が兵庫県に創設され、住宅、生活、産業、教育対策など被災地主体の取組を迅速かつ機動的に実施することができた。

このたびの震災においても、各般にわたる復興対策を補完し、被災地のニーズに即した長期・安定的な復興対策が地域の判断で主体的に展開できるよう、阪神・淡路大震災時を大幅に上回る復興基金を岩手県、宮城県、福島県の各県ごとに早期に創設されることを提案する。

(4) 特別立法等による復興特区の導入

阪神・淡路大震災の際には、被災地産業の早期復興をめざし、対内投資の促進や新産業の創出等を図るための特区制度として、税の特例制度等を含む「エンタープライズゾーン構想」を提案してきたが、「一国二制度」の導入に対する抵抗感から、実現には至らなかった経緯がある。

このたびの震災では、「復興特区」の創設が検討されていることから、当該制度を早急に導入し、甚大な被害を受けた被災地経済を、規制緩和と税制面・財政面・金融面での多面的な支援を組み合わせるなど思い切った優遇措置で自律的な復興に導き、新しい復興モデルを示されることを提案する。

2 生活再建への支援

(1) 被災者生活再建支援法の特例措置の実施

このたびの震災の被害規模はいまだ全容が判明しないものの、死者、行方不明者が合わせて3万人に及ぶ未曾有の大災害であることから、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ都道府県の相互扶助として制度化された被災者生活再建支援法では、対応することは困難である。

支援金を早急に支給するため、下記の条件のもと、現行制度に基づく暫定支給を開始することを提案する。

ア 新制度において、地方の負担額は、被災者生活再建支援法の現在高の範囲内とする。

イ 国主導で実施する支給対象の拡大、支給額の引き上げ等は、国の責任において国の全額負担で実施する。

ウ 新制度は遡り適用するものとし、今回の大震災発生から特別法の成立までの間の支給は、新制度の一部とみなす。

(2) 災害援護資金貸付金制度等の改善

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付を行うにあたっては、償還が十分にできる据え置き期間の設定等条件の整備を行うことを提案する。

また、阪神・淡路大震災の被災者に貸付を行った災害援護資金貸付金は、現在も、多額の未償還額が残り、その原資の国への償還が地方自治体等の大きな負担となっている。そのため、県及び政令市から国への貸付原資の償還は現実に返還があった場合のみ行うよう制度の変更を提案する。

さらに、災害障害見舞金については、対象となる障害程度の範囲の拡大等、支給要件の緩和を提案する。

(3) 全国自治体からの支援活動の円滑化

被災地には、全国の自治体から物的、人的支援が行われているほか、既に多くの被災者が被災地外の避難所に避難している。また、兵庫県としても、今後、被災者に対して要援護者の病院・施設等への入居、一時避難等の形で受け入れを本格化していく予定である。

全国自治体からの支援を円滑に実施するため、次の対応を提案する。

- ア 自治体が行った物的、人的支援に対する財政的な措置
- イ 被災地外の自治体が救助に要する経費を支弁した場合、被災県に求償するのではなく、直接国に請求できるよう制度変更
- ウ 一時避難に要する大量輸送手段の、自衛隊等による確保

(4) 災害救助法の弾力的な運用

このたびの震災は、被害が甚大かつ広範囲であり、多くの都道府県が災害救助法の適用を受け避難者が多数にのぼるほか、原発事故の発生や津波による土地の被害もあり住宅再建が非常に困難であり、被災地外の他都道府県への被災者の避難が多数発生することが想定される。

このため、迅速な全国的支援を可能とするため、市町村単位を原則としている法適用の災害単位への変更を図るとともに、下記のさらなる弾力運用の拡大を提案する。

- ア 避難所運営、応急仮設住宅の建設等、災害救助法に基づく国庫補助について、大規模災害であるため、被害算定を待たず全額国庫負担により実施
- イ 被災地外の自治体が救助に要する費用を支弁した場合、被災県に求償するのではなく直接、国に請求できるよう制度変更
- ウ 救援物資の集積地等を設け、管理・運営（受入から配送まで）を一括して委託する場合の経費への災害救助法の適用
- エ 被災地の要請のない救援自治体における救援物資及び輸送費などの経費への災害救助法の適用

(5) 個人及び法人が被災者等に対する義援金等を拠出した際の税制上の優遇措置の特例創設

被災者のための義援金等については、被災地の義援金配分委員会等に拠出する場合のみならず、各都道府県に受け入れた被災者の家賃等の生活支援に要する経費に対して、義援金等を支出した個人及び法人に対し、税制上の優遇措置を講じることを提案する。

また、この度の大地震により義援金等の受付を行っていた口座に、既に振り込まれた義援金等についても、同様の措置を講じることを提案する。

3 避難生活への支援

(1) 避難所対策の実施

ア 避難所運営の円滑化

激甚な被害を受けた市町村は、職員の被災や膨大な災害対策業務が重なり、十分な避難所支援体制を構築することが困難な状態が続いている。

阪神・淡路大震災の際には、被災市町の取り組みに加えて、パトカーを使って警察官と県職員が避難所を巡回し、治安維持、ニーズ把握、情報提供等に取り組んだ。

このたびの震災においても、県や近隣の市町村職員を激甚な被害を受けた市町村に派遣し、避難所運営等を支援する体制を整備するとともに、避難者のニーズや支援情報等が現場と災害対策本部との間に円滑に流れる情報ルートを早期に確立することを提案する。

イ ライフラインの早期復旧

水、電気、ガス等の復旧が遅れ、自宅での生活再開や避難所の生活環境改善の大きな

障害となっている。また、ガソリンについては、国の緊急対策により、一定程度供給が回復してきたものの、いまだ完全には回復していないことから、避難所に対する物資配
送、医療・福祉サービス提供等の支援が行き渡らない原因となっている。

このため、ガソリンの安定供給に向けた一層の取り組みを図るとともに、全国の企業
や自治体による支援体制の早期構築により、被災地のライフラインの早期復旧を推進す
ることを提案する。

また、人の往来とモノの流通を正常化するために、鉄道、幹線道路、空港、港湾等の
早期復旧、復旧支援に全力をあげられるよう提案する。

ウ 速やかに「福祉避難所」が開設できる制度の創設

災害救助法では、高齢者、障害者のほか妊産婦、乳幼児、病弱者など避難所生活にお
いて特別な配慮を要する者を対象とした福祉避難所の設置が認められているが、老人福
祉センター、養護学校など要援護者が避難できる機能を有する場所に対応できない場合、
宿泊施設を利用することが認められている。

阪神・淡路大震災の際の避難所は、生活の場として十分でなく、要援護者が過酷な避
難所生活を強いられることとなった。このたびの震災においても、各避難所は避難者で
一杯の状態であり、被害の状況から避難所生活が長期化することが見込まれている。

要援護者に手厚い支援を行うため、公的宿泊施設をはじめホテル、旅館など適切な宿
泊施設を直ちに、かつ、長期的に福祉避難所として開設できるよう、十分な財政支援制
度の創設を提案する。

あわせて、要件を付さずにあらかじめ各宿泊施設を福祉避難所に指定できる制度を提
案する。

エ 被災地外の一時遠隔避難所の設置に向けた環境整備

全国の自治体では、被災者が被災地での新たな住宅または応急仮設住宅へ入居するな
どの条件が整うまでの間、厳しい生活環境からの一時的な避難を受け入れることを表明
している。

本県においても、地域コミュニティを維持しつつ被災者が一日も早く安定した避難生
活を送れる場を提供するため、公営住宅等への受け入れのほか、休廃校を活用し、コミ
ュニティ単位で避難生活を送れる一時遠隔避難所の整備を進めている。

被災市町村では、近隣市町村、近隣県等への二次避難などの集団移転等が進められて
いるものの、遠隔府県等への移転は進んでいない状況にある。

岩手県、宮城県、福島県などの被災地において、全国の自治体での受入可能な公営住
宅や一時遠隔避難所などの情報を一元化し、被災者への情報提供を実施するほか、被災
者の移送手段の確保、さらには、被災者のニーズに沿った遠隔避難ができるようコーデ
ィネートを行うしくみを構築することを提案する。

オ 地域団体、NPO等災害ボランティアが活動しやすい環境づくり

刻々と変化する被災者の課題に的確に対応していくためには、行政、地域団体、NPO、
ボランティア等多様な主体が、それぞれの特性を生かしつつ、継続的な支援に取り組む
必要があることから、地域団体、NPO、ボランティア等が情報交換し、活動するための協
働の拠点づくりを提案する。特に、被害が広範囲にわたる今回の災害においては、情報
を集約し、広域の活動を支えるため、圏域ごとに中心となる拠点が必要である。併せて、
被災各市町においてボランティアのニーズの集約、発信や受入、仕事の割振りや円滑な
活動の支援などのコーディネート機能を有するボランティアセンターを早期に立ち上げ
ることを提案する。

(2) 被災者への情報提供

ア 避難者所在地把握システムによる県外居住被災者の把握と情報提供ルートの確立

被害統計は被災した市町村単位で集計されるが、阪神・淡路大震災では、就業等のため居住地外で被災した方や、域外への転居、住民票の移動を伴わない一時転居などもあり、県外へ出た被災者の実態把握と、それらの方々への支援情報の提供に困難を来した。

県外居住被災者を早期に把握し、応急仮設住宅の入居募集、義援金の配分等、被災自治体が行う被災者支援の情報を適時適切に提供する情報提供ルートの早い段階での確立を提案する。

また、災害弔慰金や障害者手帳の交付申請などは被災地ではなく住所地で行われるほか、遺児に対する奨学金等の学費支援など、被災地外での対応が必要な例があることを考慮し、必要な支援がすべての被災者に行き渡るよう配慮することを提案する。

イ ワンストップ相談窓口の開設

被災者は住まい、福祉、医療、雇用等複数の課題を抱えている場合が多いため、ワンストップで各種被災者支援、一般福祉施策等を総合的に相談できる窓口を開設する必要がある。

阪神・淡路大震災の際には、震災復興総合相談センターを設置して一元的に相談に応じたが、同様のワンストップ相談窓口の設置と被災者への周知徹底を提案する。

(3) 被災地の行政機能の回復

ア 被災自治体の行政機能の補完

阪神・淡路大震災の際は、首長等の被災による指揮命令系統の喪失等はなく、一定の行政機能が維持されていた。

このたびの震災においては、復旧・復興の拠点となる自治体庁舎が喪失した事例や首長や職員が被災し死亡する事例が見受けられる。また、避難所の運営を、被災市町村職員が中心になって行っていることから、市町村事務に大きな支障が生じている。避難所の運営は応援自治体職員やボランティアに委ね、市町村職員は、罹災証明の発行や復興計画づくりなど、本来の市町村事務に取り組めるようにすべきである。そのため、中長期的な応援職員を派遣するしくみを早期に実施することを提案する。

イ カウンターパート方式による支援のしくみづくり

このたびの震災においては、関西広域連合が、構成府県に主な支援先を割り当て、現地に連絡員や避難所支援のための職員を派遣し、人的、物的支援等の支援を行っている。

被災地では、担当する自治体が被災地のニーズ把握を総合的に行うことでより効率的な支援が可能になっている。こうした経験を踏まえ、被災しなかった自治体に、支援先の自治体を割り当て、責任を持って特定の被災県を特定の都道府県が支援し、特定の被災市町村を特定の市町村が支援するカウンターパート方式による支援のしくみづくりを提案する。

4 住まい対策

(1) 応急仮設住宅の早期供給及び居住環境の確保

ア 民間施設も活用した応急仮設住宅の供給

阪神・淡路大震災の際には、応急仮設住宅建設のための市街地での用地の確保が難航したことから、用地の円滑な確保に向け、民有地を使用する場合への支援を行うとともに、民間賃貸住宅を借り上げた場合と同様の支援を民間企業の社宅等にも拡充することを提案する。

イ 地域型応急仮設住宅の設置

阪神・淡路大震災の際には、身体的・精神的に虚弱な状態にある高齢者や障害者及びその家族のために、市町福祉部局との連携の下、地域において生活相談や身体介助等の生活支援サービス等が受けられる地域型応急仮設住宅を設置した。

このたびの被災地においても、同様の施設の設置及び高齢者・障害者への支援を行う生活援助員の派遣に対する支援を提案する。

ウ 応急仮設住宅の住環境の確保

阪神・淡路大震災の際には、入居後に判明した住環境の問題に対応するため、追加的に以下のような整備を行った。応急仮設住宅の建設にあたっては、居住環境の確保に配慮するとともに、完成後の追加工事を含めた国の支援措置を提案する。

また、コミュニティに配慮した集落ごとの集団入居が可能なよう、仮設店舗や保育所、ショートステイ等の混合施設等の併設を提案する。

- ・ 集会所であるとともに、ボランティア、生活支援アドバイザー等の活動拠点となる「ふれあいセンター」の設置
- ・ 多様な世帯（高齢者・障害者等）に対応した設備の設置
- ・ 癒しの場としての共同花壇のスペースの確保
- ・ 駐車場の確保

(2) 被災者の住宅再建へのきめ細かな支援措置

阪神・淡路大震災の際には、応急仮設住宅等から恒久住宅等への円滑な住み替えを促進するため、国の支援を得て、被災者の住宅再建資金の借入に対する利子補給をはじめ、二重ローン対策や高齢で借入が困難な被災者の住宅再建に対する補助制度等の持ち家再建支援、民間賃貸住宅の家賃補助などのきめ細かな住宅再建対策を実施した。

このたびの震災被害の大きさに鑑み、被災地の実情に応じたきめ細かな住宅再建対策の実施を提案する。

(3) 被災地以外での公営住宅等への受け入れに関する支援

阪神・淡路大震災の際には、被災者の生活基盤の回復に長期間を要した。今回の震災の被災者が生活基盤を回復させるにも長い期間を要することが想定されることから、被災者のQOL（生活の質）を回復できるよう、他府県への被災者に対する支援が求められる。このため、以下のとおり、公営・民間住宅等への受け入れに関して自治体等が行う次の措置への財源補てんを提案する。

（公営住宅等に受け入れる際の自治体への支援）

- ・ 公営住宅等に入居する避難者に対して自治体が行う上下水道料金の減免措置
- ・ 避難者受け入れに必要な修繕（浴槽、風呂釜設置費用等含む）
- ・ 一時的避難措置として活用するための共済宿泊施設借り上げ

（民間住宅や倉庫の改修等により受け入れる際の自治体への支援）

- ・ 下水道受益者負担金（接続料）の減免
- ・ 宅内配管等の整備に対する補助（水洗化補助）

（民間賃貸住宅に受け入れる際の事業者等に対する支援）

- ・ 避難者を受け入れる民間賃貸住宅事業者等に対する支援
- ・ 民間賃貸住宅の媒介手数料無料化、敷金・礼金・家賃減額（無料化）に対する財政援助
- ・ 保証人免除等の国からの協力要請
- ・ 企業の社宅の提供要請と財政援助

(4) 災害復興公営住宅の整備と高齢者の見守り活動などのコミュニティづくり

阪神・淡路大震災の際には、住宅に困窮する低所得者や高齢者等が多く、大量の復興公営住宅の供給が必要となった。迅速な公営住宅の大量供給を実現するために、被災自治体や都市再生機構、民間による広域的な連携体制をとることを提案する。

また、災害復興公営住宅の整備に当たっては、応急仮設住宅から災害復興公営住宅に転居した虚弱な単身高齢者や高齢者のみの世帯に対して、見守りや自立生活支援及びコミュニティ形成を図るためL S Aなどが常駐できるコミュニティプラザの併設を提案する。

5 きめ細かな福祉・医療対策

(1) 障害者支援施設へのホームヘルパー派遣

阪神・淡路大震災の際には、障害者支援施設に避難している障害者へは施設職員による支援を行っていたが、このたびの震災による施設職員の被災状況や心身の疲労状況を鑑みると、障害者支援施設に避難している障害者へのホームヘルパー派遣を可能にし、施設職員の負担軽減と避難している障害者への支援体制を充実することを提案する。

(2) グループホーム等への特別の受け入れ

阪神・淡路大震災の際には、障害者支援施設での定員超過による受け入れを行っていたが、このたびの震災における被災規模を鑑みると、障害者支援施設と同一敷地内にある職員宿舎等について施設と同様とみなし、避難者の受入を可能とするとともに、グループホーム・ケアホームの定員外の空き室の活用を図るなど、より多くの避難している障害者を受け入れられるよう一時的な定員超過を認めることを提案する。

(3) 高齢避難者の有料老人ホーム利用への支援

阪神・淡路大震災の際には、高齢要援護者の被災者の受入は特別養護老人ホーム等で行われ、有料老人ホームでは実施されなかったが、このたびの震災では広域にわたって多数の要援護被災者を受け入れる体制が必要となっているため、一時金、管理費、食費、家賃等の利用料負担の軽減について、社団法人全国有料老人ホーム協会に協力要請をされることを提案する。

(4) 被災者の医療・保健の確保に向けた支援

ア 保健・医療・福祉対策のコーディネート

阪神・淡路大震災の際には、県及び市町の保健師等が巡回健康相談等で把握した被災者の保健・福祉・医療ニーズを兵庫県が集約し、兵庫県がコーディネート機能を発揮して、市町とともに対策を企画立案し、被災者への周知を行った。

このたびの震災においては、複数の県の沿岸部が広域に甚大な被害を受けたことから、被災県間で格差が生じることのないよう、国が保健・医療・福祉ニーズを集約し、対策をコーディネートすることを提案する。

イ 救護所の配置・集約に関するコーディネート

阪神・淡路大震災では、震災発生後3ヶ月半の4月末日をもって、すべての救護所を撤収したが、その際、被災住民の安心を確保しつつ、計画的かつ円滑に地域の医療機関に移行していくことが求められた。

このたびの震災においては、被災地が複数の県にまたがることから、国が被災県と緊密な連携のもと、地域によって医療充足度に格差が生じないように、救護所の集約・撤収等の計画を策定し、地域医療機関及び仮設診療所への円滑な移行をコーディネートすることを提案する。

ウ 仮設診療所の早期設置

阪神・淡路大震災の際には、仮設住宅の建設に伴い、仮設診療所の設置が行われた。

このたびの震災においては、今後、仮設住宅の建設が大規模に進んでいくこととなるため、急に人口が増えて医療需給バランスのとれない地域が多く発生することが予測される。

そのため、仮設診療所の早期設置に向け、国が被災県と緊密な連携のもと、その配置計画策定や財政支援を行うことを提案する。

エ 保健師、管理栄養士等を確保するための支援

阪神・淡路大震災の際には、概ね4か月間、全国の自治体からの保健師等の派遣を得て、避難所等における巡回健康相談や仮設住宅訪問指導等の健康対策を実施した。

このたびの震災においては、津波災害により複数の県が広域に甚大な被害を受けたことから、より長期間にわたり継続した支援が必要となる。

そのため、他の自治体職員によるサポートに加え、地域に精通した職員による継続したサービスが可能となるよう、被災自治体が保健師等を確保するための支援を行うことを提案する。

オ 病院・診療所再建への支援

阪神・淡路大震災の際には、医療施設の復興に関し、医療施設近代化施設整備事業の補助率の上乗せ、融資制度の利率の低減などの特例措置がとられた。

このたびの震災においては、津波による壊滅的な被害を受けた医療施設が多数発生していることから、病院・診療所の早期再建が図られるよう、阪神・淡路大震災時を上回る支援を行うことを提案する。

6 子ども・教育・文化対策

(1) 被災した子どもと子育て家庭への支援の充実

阪神・淡路大震災では、復興過程において、就学前の子どもや在宅で子育て中の親子に対するきめ細かな配慮の必要が強く認識され、子どもたちへのこころのケアの取り組みとともに、子育て家庭を孤立させない事業が求められた。

このたびの震災においても、保育所・幼稚園などの拠点機能の復旧、活用を図りつつ、保育士、幼稚園教諭などの専門的人材による支援と、子育て家庭への地域ぐるみの支援のしくみをあわせて進める必要があり、以下の実施を提案する。

ア 避難所や仮設住宅を巡回し、子どもたちの集団遊びや異年齢交流を通じて、子どもたちのメンタルケアをサポートするとともに、親子の仲間づくりを支援する事業の実施

イ 生活再建に取り組む保護者が子どもの「一時預かり」制度を利用しやすくするための実施要件の緩和や利用料の減免措置

ウ 高齢者によるお手玉・コマ回し等昔遊びの伝承など、高齢者の生きがいつくりにもつながる、高齢者と子どもたちのふれあい事業の実施 等

(2) 被災した児童生徒の心のケアなどを担う教育復興担当教員の配置

震災により、多くの児童生徒は地震に対する恐怖とともに、住む家や親、友人を亡くすなど想像を絶するショックを受けた上に、不自由な避難所生活を強いられるなど、児童生徒が精神的に不安定となっており、継続的かつ長期的に心のケアに取り組んでいくことが必要である。

阪神・淡路大震災の際には、多くの児童生徒が被災した学校に教育復興担当教員を配置することにより、児童生徒の心のケアに適切、かつ迅速に対応することができた。

このたびの震災においても、被災した児童生徒の心のケアを保護者等との緊密な連携のも

とで継続的に行うため、精神的支援を重視したカウンセリングに必要な教諭の配置を提案する。

(3) 早期学校再開に向けた取組への支援

阪神・淡路大震災の際には、避難所となった多くの学校において、仮設住宅の整備等が進むまでの間、長期にわたり避難所として使用せざるを得ない状況にあったことに加え、教職員は、個々の避難者の要望への対応も含めた避難所運営に従事していたことから、早期の学校再開が困難な状況にあった。

このたびの震災においても、早期の学校再開に向け、学校被災状況や避難所開設状況に応じた仮設校舎の整備など校舎の確保を行うとともに、被災地域の円滑な学校運営や教育活動の推進を図るための教職員OBの活用も含めた人的支援の充実を提案する。

(4) 被災した私立学校の施設備品等の復旧及び被災私立高校生等に対する授業料軽減による支援

ア 被災した私立学校の施設備品等復旧への支援

阪神・淡路大震災の際には、私立学校施設の復旧について、本体工事（校舎、プール、工作物、設備・備品等）以外に倒壊建物の撤去費、応急仮設校舎の建設費も新たに国の直接補助事業の対象となった。また、教育用物品（教科書、消耗品、園具等）の購入や補修に要する経費等に対し県が助成を行う場合も新たに国庫補助の対象となった。施設備品等の速やかな復旧に向け、このたびの震災についても同様の措置がとられるよう提案する。

イ 被災私立高校生に対する授業料負担の軽減

阪神・淡路大震災の際には、被災した生徒を支援するため、授業料等の軽減を行った私立学校に対し県が助成を行う場合、新たに国庫補助の対象となったが、この度の震災においても同様の措置がとられるよう提案する。

加えて、平成22年度から創設された国の就学支援金について、被災した私立高校生等に対しては、本来は前年所得によるところ、大幅な減少が見込まれる今年所得を見込むことにより、低所得世帯に適用される1.5～2倍加算の適用ができるよう提案する。

(5) 被災した児童生徒の受入れに際しての現行制度の緩和や支援措置

阪神・淡路大震災の際には、仮設住宅等が整備されるまでの間、居住地外の避難所等において生活を余儀なくされるケースが生じた。

このたびの震災においても、居住地外の避難所等における生活が長期化し、避難先の学校に就学する児童生徒が多数見込まれる。このため、被災した児童生徒を受け入れた学校において、教育等を円滑に提供するため、受け入れ実施自治体に対する教職員定数の弾力化を含めた支援措置が講じられるよう提案する。

(6) 文化財等救援委員会の設置等による文化財保護に関する国支援体制の整備

ア 被災文化財の緊急対応

阪神・淡路大震災の際には、文化財も甚大な被害を受け、震災直後には、とりわけ仏像や古文書などの動産文化財の廃棄・散逸の防止への対応が課題となった。

このたびの震災においては、廃棄・散逸等が見込まれる動産文化財の緊急保全については、文化財等救援委員会が設置され支援体制が整備されたところであるが、建造物などの不動産文化財の被災状況等の把握についても、その支援体制を整備することを提案する。

イ 被災文化財の復旧・復興

阪神・淡路大震災の際には、建造物などの不動産文化財も含めた文化財等の修理費用の支援や、復興事業に伴う埋蔵文化財調査の取扱いについても、被災者の負担軽減措置が講じられた。

このたびの震災においても、国指定文化財等修理費用に対する国庫補助率の嵩上げ、埋蔵文化財緊急調査費の補助対象の拡充とともに、基礎自治体が崩壊に近い被害を受けたことに鑑み、現在、国庫補助の対象となっていない、国登録有形文化財の修理工事に要する経費の補助制度の創設並びに、都道府県、市町村指定等文化財に対する支援を提案する。

7 インフラ復旧対策

(1) 災害廃棄物処理対策

ア がれき処理の計画的推進〔再掲〕

阪神・淡路大震災の際には、復興まちづくりのスタートは、被災地のがれき処理から始まった。

このたびの大津波によって被災地を覆ったがれきには、自動車や船舶などが含まれ、通常の災害にはない処理が必要である。

このため、できるだけ早期にがれき処理計画を策定し、これに基づき全国的なシステムを構築して、早急にがれき処理対策を講じることを提案する。

イ 災害廃棄物の広域処理体制の構築

国の災害廃棄物対策本部において、被災地方公共団体の要望との調整、受入処理が可能な全国の廃棄物処理施設等の把握・受入調整など災害廃棄物の実効的な広域処理体制を早期に構築し、喫緊の課題であるがれき処理が迅速に進むよう提案する。

ウ 災害廃棄物処理事業に対する特例措置

東日本大震災では倒壊した建物等に加え、流出した建物被害が広範囲かつ甚大なことから、次の特例措置を提案する。

- ・ がれき処理等の補助率の大幅引き上げ（現行1/2→10/10）
- ・ 仮置場の土地購入費及び管理費、倒壊家屋、倒壊事業所建屋や自動車・船舶等の処理等の解体経費の国庫補助対象化
- ・ 災害廃棄物広域処理のための海上運搬、鉄道等輸送費を全額国庫補助対象化
- ・ 被災市町村の現状に鑑み、災害廃棄物処理事業の実施主体として県を追加

(2) 災害復旧事業における災害査定制度の省略、簡素化

公共施設等（公共土木施設、農地・農業用施設等、治山・林道施設、漁港・水産業関係施設等）の早期復旧を図るため、応急工事着手前の事前打合せや、本復旧工事着手前の災害査定を廃止し、工事着手後に被災状況のわかるビデオや写真及び実施設計書による事後査定を提案する。

また、災害復旧事業の確実な執行を図るため、災害発生年を含め3箇年間で交付される制度を改め、河川や海岸などの改良復旧事業と一体的な施工が必要な災害復旧事業（農地災害等）については、交付期間を延伸するとともに、予算配分の年度間調整を可能とするなど弾力的な制度運用を提案する。

(3) 市町村の災害復旧事業の被災地域以外の自治体による代行制度の創設

阪神・淡路大震災の際には、被災市町村が行う災害普及事業関連の業務に大きな負担が生じた。

そこで、被災市町村が行う災害復旧事業の設計、発注、工事監理等一連の業務の負担軽減を図るため、被災地以外の自治体が、当該市町村の要請により一括して代行する制度の創設を提案する。

(4) 災害復旧事業等に対する財政的支援

被災地域の社会経済活動を支える道路、鉄道、港湾等の交通基盤と河川、海岸、治山・砂防等の防災基盤及び農地、農業用施設等の農業生産基盤の早期復旧・復興のため、補助事業費の所要額の確保とともに、補助要件の緩和、補助対象の拡大、補助率の嵩上げ、税制上の特例措置など、被災自治体、地元住民への財政的支援を提案する。

また、被災自治体のニーズに合わせて自治体の裁量で執行できる、被災者数、被災面積など一定の基準に応じた包括的な財源対策を講じるよう提案する。

8 経済の復旧・復興

(1) 被災地企業等の緊急的な資金需要への対応

ア 被災地企業等に向けた特別融資制度の創設

被災地企業の事業活動及び農林漁業者の生産活動について、資金面で早急に手当をする必要がある。

このたびの震災は、被害規模が甚大であるとともに、国中にその影響が拡大しつつあることから、大企業を含めた被災企業及び被災農林漁業者が広く利用できる特別の融資制度を政府系金融機関において創設する必要がある。

日本政策投資銀行の「危機対応融資」の上限撤廃や、日本政策金融公庫の「災害復旧貸付」「セーフティネット貸付」を拡充するなどの措置はとられているが、未曾有の大災害に対応するため、利子補給等の追加措置による無利子化や、思い切った超長期融資などの追加措置を提案する。

また、被災農林漁業者に対する農業制度融資（近代化資金等）の既借入金に係る償還条件の緩和、被災者への優遇貸付など特別措置の実施等を提案する。

イ 被災中小企業向け国と県・市の協調預託による制度融資の創設

阪神・淡路大震災の際には、兵庫県、神戸市が実施する中小企業向けの制度融資において、国と県・市が協調して金融機関に預託を行うことにより低利の資金を創設し、被災地域の中小企業に約4,200億円の融資を実行した。

このたびの震災においても、同様の仕組みを早期に立ち上げることを提案する。

(2) 国・地方・産業界による産業復興推進体制の創設に向けた国による支援

ア 産業復興の中核的推進機関の設立

被災地における本格的な産業復興に向けた民間企業等の取り組みを支援する中核的な推進組織を設立する必要がある

阪神・淡路大震災の際には、県、神戸市、商工会議所により、財団法人阪神・淡路産業復興推進機構を設立し、財政面を含む国の積極的な支援のもとで、被災地産業の復興対策を大胆かつきめ細かく推進することができた。

このたびの震災においても、同様の仕組みを早期に立ち上げることを提案する。

特に、県域を越える広域的な産業復興組織が必要と考えられるため、国が主体性をもって、地域の産業復興をきめこまかく推進する組織を設立することを提案する。

イ 新産業による創造的産業復興の推進機関の設立

産業構造の転換期に発生した大震災からの早期産業復興を図るためには、復旧復興対策と併せて、新しい産業分野への構造転換を進めていく必要がある。

阪神・淡路大震災の際には、県、神戸市、民間企業により、財団法人新産業創造研究機構を設立し、国の積極的な支援のもとで、産学官の連携等による新産業創出支援を推進することができた。

このたびの震災においても、同様の仕組みを早期に立ち上げることを提案する。

特に、県域を越える広域的な連携組織が必要と考えられるため、国が主体性をもって、新産業による創造的産業復興の推進組織を設立することを提案する。

(3) 地域商工業の早期再開支援

ア 中小企業・地場産業の復興

阪神・淡路大震災の際には、事業の場の確保のための仮設工場や仮設店舗により早期の事業再開が図られた。このたびの震災においても事業の場を失った中小企業・地場産業が一日も早く事業を再開できるよう仮設工場や仮設店舗の建設への支援を提案する。また、風評被害対策として販路開拓やイメージアップ対策について支援することを提案する。

イ 商店街のにぎわい創出

にぎわいを失ったまちの再生という観点から、被災地の商店街等の復旧を早急に進める必要がある。

阪神・淡路大震災の際には、共同施設の復旧や仮設店舗整備等のハード面と、商店街のにぎわい創出等のソフト面の両面の対策について、復興基金を活用して取り組むことができた。

このたびの震災においても、同様の取り組みを早期に立ち上げることができるよう国として支援することを提案する。

(4) 日本のイメージ回復

ア 観光振興策

直接の被害がなかった被災地の周辺地域（被災地においては、今後、インフラや観光施設、宿泊施設が復旧した段階）において、原発や被災によるマイナスイメージにより、観光客が回復しないことが想定される。

阪神・淡路大震災の際には、官民一体となって「神戸ルミナリエ」を毎年開催するとともに、震災後5年目には「淡路花博」や「See 阪神・淡路キャンペーン」を開催した。

近年、外国人来訪者の増加が期待されていることから、外国人来訪者向けの誘客促進も含め、国として被災地自治体等と一体となり、下記の観光振興策を展開することを提案する。

- ・ 各国著名人やマスメディアを招聘することによる観光地のイメージアップ
- ・ 訪日旅行エージェントに対する支援の実施
- ・ 訪日ツアーバスに対する助成制度
- ・ 国際空港離着陸料の期間限定無償化

イ 農水産物の風評被害対策

日本から輸出される農畜産物や食品等に関する安全性について、諸外国に対し正確な情報を提供し、過剰な反応が示されることがないように説明を果たす必要がある。

また、円滑な輸出が可能となるよう国において、的確な基準を確定して、一括し、かつ迅速に輸出証明書を発行するなど必要な措置を講じるよう提案する。

(5) 生鮮食料品の円滑な流通対策

被災地は、わが国の重要な生鮮食料品供給基地であり、生産者は生産基盤、生産施設等に大きなダメージを受けた。また、原子力発電所事故発生による生産基盤等への影響は予測不能であり、生鮮食料品供給のための産地復旧には時間を要すると考えられる。

今後、国全体として需給・価格バランスが崩れることのないよう、また復興期以降の需給を見据え、物流コストの低減対策などを講じ、生鮮食料品の円滑な流通体制づくりを提案する。

(6) 被災地の復興事業の被災地企業への発注

被災地では、大規模な震災復旧・復興需要が見込まれるが、阪神・淡路大震災の際には、十分に被災地の企業が受注することができなかつた。

このため、このたびの震災の復旧・復興事業にかかる国発注の公共事業等について、できるだけ被災地企業及び被災地周辺企業の受注の機会を設けるよう配慮する必要がある。

国においては、「被災者等就労支援・雇用創出推進会議」を設置し、「日本はひとつしごとプロジェクト」として、がれきの撤去や仮設住宅の建設など、被災地で行う公共事業の発注等による雇用創出を行うとしていることから、早急に取り組みを進めることを提案する。

9 雇用に関する支援

(1) 被災地域内での被災者の離職防止及び就業支援

被災地では多くの事業所が事業活動の閉鎖や縮小を余儀なくされることから、失業の予防を行う必要がある。また同時に、離職してしまった被災者に対してできるだけ早い再就職を支援する必要があるため、下記の取り組みを提案する。

ア 被災者を対象とした緊急雇用就業機会創出事業の拡充

今回対象事業主が拡充された雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金について助成率嵩上げを行うことを提案する。

また、今回認められた「特定求職者雇用開発助成金制度」の被災者への対象の拡充と、被災者を雇用した企業に対する助成金の支給について、一刻も早い実現を提案する。

さらに、内定取消し学生等を対象とした若年者正規雇用化奨励金の増額について、一刻も早い実現を提案する。

イ 離職防止及び就職支援に向けた助成金の拡充

今回「震災対応分野」の追加や、被災者の雇用期間（1年）の制限の廃止が行われた、緊急雇用就業機会創出事業について、基金の積み増しとともに、以下のとおりのさらなる要件緩和を求める。

- ・ 建設・土木事業への従事を可能に
- ・ 新規雇用失業者の人件費1/2以上の要件緩和

ウ 復旧・復興事業を受注しようとする企業と勤め先を失った被災者のマッチングの推進

被災地では、大規模な震災復旧・復興需要が見込まれるが、阪神・淡路大震災の際には、十分に被災地の企業が受注することができず、その結果として被災者の雇用も十分に確保することができなかつた。

このため、復旧・復興事業の受注のために従業員を募集する企業と、勤め先を失った被災者とのマッチングを重点的に行う必要がある。

国においては、「しごと協議会」を各都道府県に新設するとともに、ハローワーク機能の拡大を図り、受注企業と被災者のマッチングに取り組むとしていることから、早急にその取り組みを進めることを提案する。

(2) 実態に即した職業訓練の実施

被災者の今後の生活安定に向け、実態に応じた適切な職業訓練を実施するため、どの地域においても生活維持に不安を持つことなく、継続して職業訓練が受けられるよう、生活給付金の充実や支給要件の緩和などの措置を講じることを提案する。なお、平成23年3月24日付け厚生労働省通知による訓練手当により対応する場合は、全額国庫負担とし、十分な額を措置することを重ねて提案する。

また、公共職業能力開発施設の施設・設備が被害を受けている場合は、全額国庫負担により早期復旧を支援すること、さらに、離職者向け委託訓練（全額国庫負担）を大幅に拡充し、施設内訓練と合わせ十分なボリュームを確保することを提案する。

(3) 求職中の被災者の生活保障

被災者・避難者に対する雇用保険制度について、生活を保障する観点から、雇用保険の個別給付日数の延長等、国において特別な措置を講じることを提案する。

(4) 労働保険等の申告にあたっての柔軟な取り扱い

被災地では津波により書類がすべて消失している企業もあることから、労働保険料申告書の提出期限の延長等、労働局の手続きにあたって被災者の負担とならないよう柔軟な取り扱いを行うことを提案する。

10 復興まちづくり

(1) 被災地における緊急的建築制限の期間延長等と市街地開発事業など復興都市計画の早期決定

阪神・淡路大震災の際には、建築基準法第84条に基づく建築制限を実施するとともに、二段階の都市計画決定を行うことで、無秩序な開発を防ぎ、かつ住民の理解を得ながら比較的円滑に事業を進めることができた。

このたびの震災からの市街地復興においても、建築基準法による緊急避難的土地利用規制から、被災市街地復興特別措置法による暫定的な被災市街地復興推進地域の決定、そして本格的な事業決定へとスムーズな都市計画手続きを行い、迅速かつ住民総意の復旧復興を進めることを提案する。

しかしながら、未曾有の巨大津波被害により、地盤沈下等の大規模な土地形状の変化や多くの行方不明者が生じるなか、所有権の移動を伴う具体的な都市計画づくりへの住民の合意形成には、通常の地震被害以上に時間を要することが想定される。

このため、必要に応じ被災市街地復興推進地域の建築基準法及び被災市街地復興特別措置法上の建築制限期間の延長等の特例措置の実施を提案する。

(2) 地域主体のまちづくり復興基本計画の早期提示〔再掲〕

阪神・淡路大震災の際には、被災地域の早期復興をめざして、地域住民、県、関係市町が共通の認識を持ち、一致協力して都市づくりに取り組むため、今後の都市づくりのビジョンと方針及びそれを具体化するための施策をまとめた、「阪神・淡路都市復興基本計画」を策定した。

防災性が高く代替性のある多核・ネットワーク型都市構造の形成をうたった本計画は、阪神・淡路震災復興計画の中の都市づくりの部門計画であるとともに、県が法定計画として定める都市計画区域マスタープランの基本となった。

① まちづくり復興基本計画の早期策定

このたびの震災においては、大津波によりそれぞれのまちが壊滅的な打撃を受けており、復興まちづくりの基本的な方向が明らかにならなければ、住宅、商店、事業所、工場等は現地復旧、復興事業を推進することすらできない。しかも、被災地は入江ごとに分かれて

いることから、それぞれにふさわしいまちづくり復興基本計画を早期に策定されることを提案する。

② 関連学協会との連携

日本造園学会や日本都市計画学会をはじめとする学協会でも持続可能な早期復旧への支援を全力で行うことや「広域協働復興組織」の設立等を提言するなど、復興まちづくりに向けた支援の動きが出始めている。このような民間の力も結集した組織を設立し、それぞれの地域の実情に即した具体的な復興計画が早急に策定されることを提案する。

(3) 住民が取り組む復興まちづくりへの支援

阪神・淡路大震災の際には、土地区画整理事業・市街地再開発事業の都市計画等のほか、被災マンションの再建、住環境の維持・保全等の課題にも対応していく必要があったことから、住民の意見を集約したまちづくりを進めるため、新たに100以上のまちづくり協議会が設置され、住民主体による復興まちづくりが進められた。

また、住民参加による復興まちづくりを進めるにあたり、住民団体等に対して、勉強会等へのアドバイザー派遣、まちづくり計画策定へのコンサルタント派遣を行う制度を創設し、この専門家派遣により、まちづくり協議会の設立や住民間の意見調整、住民と行政との橋渡し等が円滑に進められ、住民主体による復興まちづくりの推進に大きく寄与した。

このたびの震災においても、復興まちづくりの実施にあたっては、住民主体による取り組みを推進するとともに、住民団体等への専門家派遣等を行うことを提案する。

(4) 土地区画整理事業、市街地再開発事業の促進に向けた特例措置

阪神・淡路大震災の際の土地区画整理事業においては、補助採択要件の緩和や補助事業費のうち地方負担分に対する財源措置、および税制上の特例措置（譲渡所得にかかる特別控除等）が実施され、市街地再開発事業においても、補助採択要件の緩和、補助率嵩上げの特例措置が実施されたことにより、早期の面的整備を図ることができた。

このたびの震災においても、一日も早い市街地の再生を進めるため、同様の特例措置の実施を提案する。

(5) 被災した既存不適格建築物等の復旧・復興に関する建築基準法の弾力的運用

阪神・淡路大震災の際には、被災した建築物の中に容積率や日影規制の既存不的確の分譲マンション等があり、それらの再建に当たり従前の規模を確保することが困難となる問題が生じた。これを受け、建設省（現国土交通省）より、被災した分譲したマンション等の建替えにおいて総合設計制度など建築基準法の中には接道規定や用途規制に関する既存不適格建物も多く、これらについては、県内の特定行政庁において既存不適格建物等の復旧に対する事務処理方針を策定した。

これらに基づき、各特定行政庁が建築基準法の許可制度等を積極的に活用することにより、被災した既存不適格建築物の再建が円滑に進んだ。

このたびの震災においても、被災した既存不適格建築物等の復旧・復興において、特定行政庁が建築基準法を弾力的に運用できるよう、技術的助言の発出等を提案する。

(6) 家屋等に関する租税の特例措置の実施

阪神・淡路大震災の際には、多くの住宅等が全半壊し、財産等が消失するなど住宅や生活に困窮する多数の被災者が生じることになったが、被災者の生活を再建していくための住宅の確保等に対する税制面での負担軽減措置が講じられた。

このたびの震災においても、不動産取得税の被災家屋床面積相当部分の軽減や所得税の雑損控除の適用年度を選択できる特例、固定資産税及び都市計画税の代替家屋や代替償却資産

等を取得した場合の減額特例や代替家屋が建設されるまでの間における当該敷地を住宅用地と認定し減額する特例、登録免許税の代替家屋等を取得する場合の所有権保存登記及び一定の共同住宅等の敷地の所有権移転登記に対する免除など、租税に関する特例措置の実施を提案する。

また、これらの特例等について、被災者の相続人が住宅等を確保する場合においても適用されることを提案する。

Ⅱ 津波対策の総合的な推進

1 津波災害からの復旧・復興

(1) 津波対策のための施設の整備

津波のための施設を整備するにあたっては、次の事項に特に配慮して取り組むことを提案する。

ア 最新の知見に基づいた施設の整備の推進に努めること。

イ 既存の施設についての維持や改良についても、同様であること。

ウ 海岸及び津波の遡上が予想される河川の堤防について、最新の知見に基づいて、津波を防止する性能を確保できるよう、技術的な助言を行うとともに、必要な財政的措置を講じること。

(2) 塩害の早期除去に向けた支援

冠水した農地等における塩害を早期に除去するため、土壌診断機器の整備、土壌の物理性・化学性を改善するための土壌改良資材の散布、排水対策用農業機械の導入、排水溝や暗渠排水管の設置等に対する財政的措置を講じるよう提案する。

(3) 津波対策に配慮したまちづくりの推進

地方公共団体が、津波対策に配慮したまちづくりを推進するために、津波による被害の危険性の高い地域における住宅等の立地の抑制、内陸部への津波及び漂流物の侵入を軽減する仕組みの構築、沿岸部の多量の危険物を扱う施設における安全対策の推進等を実施するに際しては、技術的な助言を行うとともに、必要な財政的措置を講じること。

2 津波による被害の防止、軽減

(1) 観測体制の強化

津波による被害の発生を防止または軽減するため、国において津波の観測体制を強化することを提案する。

(2) 調査研究の推進

国において、津波発生のおよび規模等の予測精度の向上、津波被害を詳細に予測する手法の開発等に関する調査研究を強力に推進することを提案する。

また、避難勧告、避難指示という発令のあり方を見直し、住民の注意警戒をより一層喚起し、確実な避難に結びつける制度等についての調査研究をさらに深めることを提案する。

(3) 地方公共団体が行う被害予測への支援

津波により浸水する範囲・水深や想定される被害等について地方公共団体が予測を行うに際しては、国が最新の知見の提供や技術的な助言等を行うことを提案する。

(4) 教育及び訓練の実施

(2)の調査研究の成果等を踏まえて、津波が発生した際に住民が迅速かつ適切な行動をとることができるよう、学校教育等の機会を通じて、防災上必要な教育、訓練、防災思想の普及に努めることを提案する。

(5) 連携協力体制の整備

津波対策の効果的な推進のため、国、地方公共団体、大学等の研究機関、民間事業者等の緊密な連携協力体制の整備を図ることを提案する。

Ⅲ 阪神・淡路大震災の経験と教訓を踏まえた特例的制度の創設と運用

(省庁共通)

- 1 災害復旧、復興に向けた各種補助制度について、補助率の嵩上げ及び実情に応じた採択基準の緩和
- 2 各種手数料、使用料等の被災者、被災団体等に対する減免措置
- 3 各種業法に基づく免許等の有効期間の延長や再発行手続きの簡素化など柔軟な対応

(内閣府)

- 1 迅速な被災者支援のための被災者生活再建支援法特例法の制定及び運用
 - (1) 特例法の制定により全額国の負担で支援金を支給
 - (2) より簡易な方法による迅速な基礎支援金を支給（現行法上、罹災証明書の提出が支援金支給の要件）
- 2 災害救援ボランティア活動に対する支援
 - (1) 国営の現地ボランティアセンターや専用バスターミナルの設置
 - (2) ショベル、一輪車等の活動資材確保やコーディネーター活動経費への支援
 - (3) 交通手段や宿泊施設の確保、保険加入等への支援、交通機関等料金割引制度導入
- 3 消費生活協同組合設備資金貸付制度の創設

(総務省)

- 1 震災により滅失、損壊した家屋の所有者等が代替家屋を取得した場合における不動産取得税の被災家屋床面積相当部分の軽減特例の実施
- 2 震災により滅失、損壊した家屋及び償却資産の所有者等が代替家屋等を取得した場合における固定資産税及び都市計画税の減額特例の実施
また、代替家屋が建設されるまでの間についても、当該敷地を住宅用地と認定し、減額特例の実施
- 3 普通交付税の算定における人口の減少等に関する特例措置の実施
- 4 住宅等に被害を受けた者を対象に所得税等における雑損控除の適用年度を選択できる特例の創設
- 5 復興宝くじの発行《→7月実施予定》
- 6 災害対策債の元利償還金に対する普通交付税措置の拡充
- 7 歳入欠かん等債の発行対象年度の拡大
- 8 元利償還金に対する交付税率の引き上げなど単独災害復旧債に関する特例
- 9 被災市街地復興推進地域における土地区画整理事業等の地方負担分に対する充当率引上げなど一般公共事業債に係る特例
- 10 公営住宅建設事業債に係る地方債の償還期限、据置期間を延長する特例
- 11 起債許可額の一部を普通交付税措置とする公共用地先行取得等事業債に係る特例
- 12 特別交付税の特例増額
- 13 補助災害復旧事業債の対象拡大（社会福祉施設、社会教育施設等）
- 14 普通交付税の繰り上げ交付《→4月実施済》
- 15 被災自治体に対し他の自治体が支援のために職員を派遣する場合に必要な派遣職員用宿舎整備等の受け入れ環境の整備

(法務省)

- 1 大規模滅失した区分所有建物の復旧、建替決議が行われない場合に、区分所有者が他の区分所有者に対して建物及び敷地の買取請求権を行使できる時期を猶予する特例
- 2 申請期限徒過による法違反告発の見合わせや登録証明書の交付予定期間の弾力化のほか、外国人登録原票記載事項証明書の発行の際の本人確認の簡素化など外国人登録事務の弾力的運用
また、各国大使館からの自国民の安否確認に対して、外国人登録原票に基づき市区町村限りで回答できる弾力的運用

(外務省)

- 1 各国大使館からの自国民の安否確認に対して、外国人登録原票に基づき市区町村限りで回答できる弾力的運用

(財務省)

- 1 被災した建物構築物または機械装置の代替資産等について特別償却を認める措置
- 2 特定の事業用資産の買い換え等の場合の譲渡所得について課税繰延割合の特例適用
- 3 被災家屋の敷地を譲渡する場合の譲渡所得について①特別控除、②長期譲渡所得の軽減税率の適用、③住居用財産の買い換え特例の適用
- 4 学校法人や宗教法人等の公益法人の建物等の震災復旧のための寄付金について、主務官庁の認定など一定の要件のもと、寄付者に対する寄付額に応じた所得税または法人税の減免措置
- 5 被災住宅等に代替する住宅等を取得する場合の所有権保存登記や、一定の共同住宅等の敷地の所有権移転登記に関する登録免許税の免除
- 6 震災により住宅が居住の用に供することができなくなった居住者が、その日以後に家屋の新築、購入や増改築等により居住の用に供した場合の所得税に関する住宅借入金等特別控除
- 7 災害復旧事業債に係る政府資金の償還期限の延長
- 8 住宅等に被害を受けた者を対象に所得税等における雑損控除の適用年度を選択できる特例の創設
- 9 災害復旧事業の実施に当たり、災害査定を待たずに写真等による被害状況の確認により順次、予算執行ができるよう弾力的な運用

(文部科学省)

- 1 被災した児童生徒の心のケア、防災教育の推進などを担う教育復興担当教員の配置
- 2 被災前の児童生徒数を基礎とした教職員定数の保証など教職員定数算定の特例
- 3 教室を避難所として活用している場合における仮設教室設置等にかかる国庫補助制度の創設
- 4 私立学校の倒壊建物の撤去費、仮設校舎建設費の補助対象化など学校施設の災害復旧に関する特例
- 5 教育用備品、物品の復旧経費等の補助対象化など私立学校の教育活動復旧に関する特例
- 6 震災により滅失・損壊した社会教育施設の災害復旧にかかる国庫補助率の公立文教施設並みへの嵩上げ
- 7 私立社会教育施設の復旧にかかる国庫補助制度の創設
- 8 震災により滅失・損壊した国指定文化財等の修復にかかる国庫補助の嵩上げ
- 9 周知の埋蔵文化財包蔵地におけるライフラインの復旧、仮設住宅建設工事等に関する届出、通知等の省略《→3月実施済》
- 9 復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査について、対象となる範囲を工事で直接影響が及

ぶ部分のみに簡素化

- 10 民間中小開発業者に係る埋蔵文化財発掘調査事業にかかる国庫補助の充実
- 11 被災した児童生徒にかかる就学援助の国庫補助負担の拡充および対象者の拡大、提出書類の簡素化
- 12 被災した特別支援学校の児童生徒に対する就学奨励費の国庫補助負担の拡充及び支弁区分の拡大、提出書類の簡素化
- 13 授業料の軽減を行った私立学校に対する県の助成措置の国庫補助対象化など授業料等の軽減に関する特例
- 14 被災した公共交通機関が復旧するまでに必要なスクールバス等代替交通機関の確保や仮設校舎及び仮設住宅が遠隔地に設置されたことにより増嵩する通学費に対する支援

(厚生労働省)

- 1 災害救助法の適用
 - 市町村単位を原則としている法適用の災害単位への変更及び下記の要件緩和
 - (1) 公営住宅を応急仮設住宅として利用する場合の災害救助法の適用
 - (2) 避難所運営、応急仮設住宅の建設等、災害救助法に基づく国庫補助について、大規模災害であるため、被害算定を待たず全額国庫負担により実施
 - (3) 被災地外の自治体が救助に要する費用を支弁した場合、被災県に求償するのではなく直接、国に請求できるよう制度変更
 - (4) 救援物資の集積地等を設け、管理・運営（受入から配送まで）を一括して委託する場合の経費への災害救助法の適用
 - (5) 被災地の要請のない救援自治体における救援物資及び輸送費などの経費への災害救助法の適用
- 2 被災者（個人）を対象とする経済的支援は給付を基本として実施した上で、必要な者に対しては、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金及び生活福祉資金貸付を行うこととし、貸付にあたっては、償還が十分にできる据え置き期間の設定等条件の整備
 - また、災害援護資金貸付に係る県及び政令市から国への貸付原資の償還は、現実に返還があった場合のみ行うよう制度変更
 - 災害障害見舞金については、対象となる障害程度の範囲の拡大等、支給要件の緩和
- 3 労働保険料申告書の提出期限の延長
- 4 雇用保険の個別給付日数の延長
- 5 雇用調整助成金、中小企業緊急雇用安定助成金の助成率嵩上げ
- 6 特定求職者雇用開発助成金の対象者への45歳以上被災離職者の追加と助成額嵩上げ
- 7 公共事業における被災失業者の雇用の義務付け
- 8 復旧・復興事業を受注しようとする企業と勤め先を失った被災者のマッチングの推進
- 9 緊急的しごと創出事業の実施と離職防止
- 10 医療施設近代化施設整備事業補助金の補助率引き上げ
- 11 独立行政法人福祉医療機構が実施する災害給付資金について、事業対象者の拡大、利率の引き下げ（無利子化）
- 12 給水施設の配水管から第1止水栓までの給水施設の補助対象化

(農林水産省)

- 1 農振農用地区域において被災者の住宅再建を行う場合、農振法の除外の要件を満たす場合に限って、市町農業振興地域整備計画の変更手続きを待たずに農地転用の手続きを行うことが可能となるよう、農用地区域からの除外手続きの特例
 - また、被災者等からの農地転用申請について農業委員会の受理により着手可能とするなど手

続きの特例

- 2 被災農業構造改善施設の整備に関する補助制度の創設
- 3 被災農林漁業者、加工流通業者等に対する日本政策金融公庫融資の償還猶予及び施設復旧資金の利子負担の軽減
- 4 被災農林漁業者に対する農業制度融資（近代化資金等）の既借入金に係る償還条件の緩和、被災者への優遇貸付など特別措置の実施等
- 5 国直轄災害復旧事業に対する国直轄事業負担金の支払免除及び農家負担の支払免除
- 6 直轄土地改良事業の農家負担の免除制度の創設

（経済産業省）

- 1 被災地での工場・店舗等の再整備及び運転資金にかかる政府系金融機関（日本政策投資銀行、日本政策金融公庫等）の融資の拡充（融資期間の延長、融資限度額の引き上げ等）及び利子補給制度の創設等による利率の引き下げ
- 2 被災地の自治体が行う制度融資（設備復旧資金・運転資金）にかかる国・自治体の協調預託の実施及び利子補給制度の創設
- 3 小規模事業者等中小企業等経営改善資金の貸付限度額の引上げ等
- 4 国・地方・産業界による産業復興推進体制の創設
- 5 総合特区制度の活用による被災地への企業立地及び被災地企業の活動に対する支援
- 6 事業の早期再開を図るための仮設工場、共同仮設店舗及び貸工場等の整備に対する支援
- 7 商店街・小売市場の共同施設等の災害復旧への支援措置の拡充
- 8 中小企業高度化資金貸付金の貸付対象施設が地震又は津波によって滅失した場合の連帯保証人を含む債務免除

（国土交通省）

- 1 被災者の住宅復興への支援措置、特に住宅再建に加え、既存の住宅に係る住宅ローンによる二重の負担が生じる者への支援措置
- 2 被災した既存不適格建築物の復旧・復興に係る建築基準法の弾力的運用
- 3 被災地域における公共用地取得に関する税制上の特例（譲渡所得にかかる特別控除）
- 4 市街地再開発事業等補助要綱に基づき被災地で実施する市街地再開発事業及び優良建築物等整備事業のうち、災害復興事業に指定されたものについて補助率の嵩上げ
- 5 住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の特例措置（据置期間の延長等）
- 6 被災地のイメージ回復・観光振興
- 7 被災地の復興事業の被災地企業への発注

（環境省）

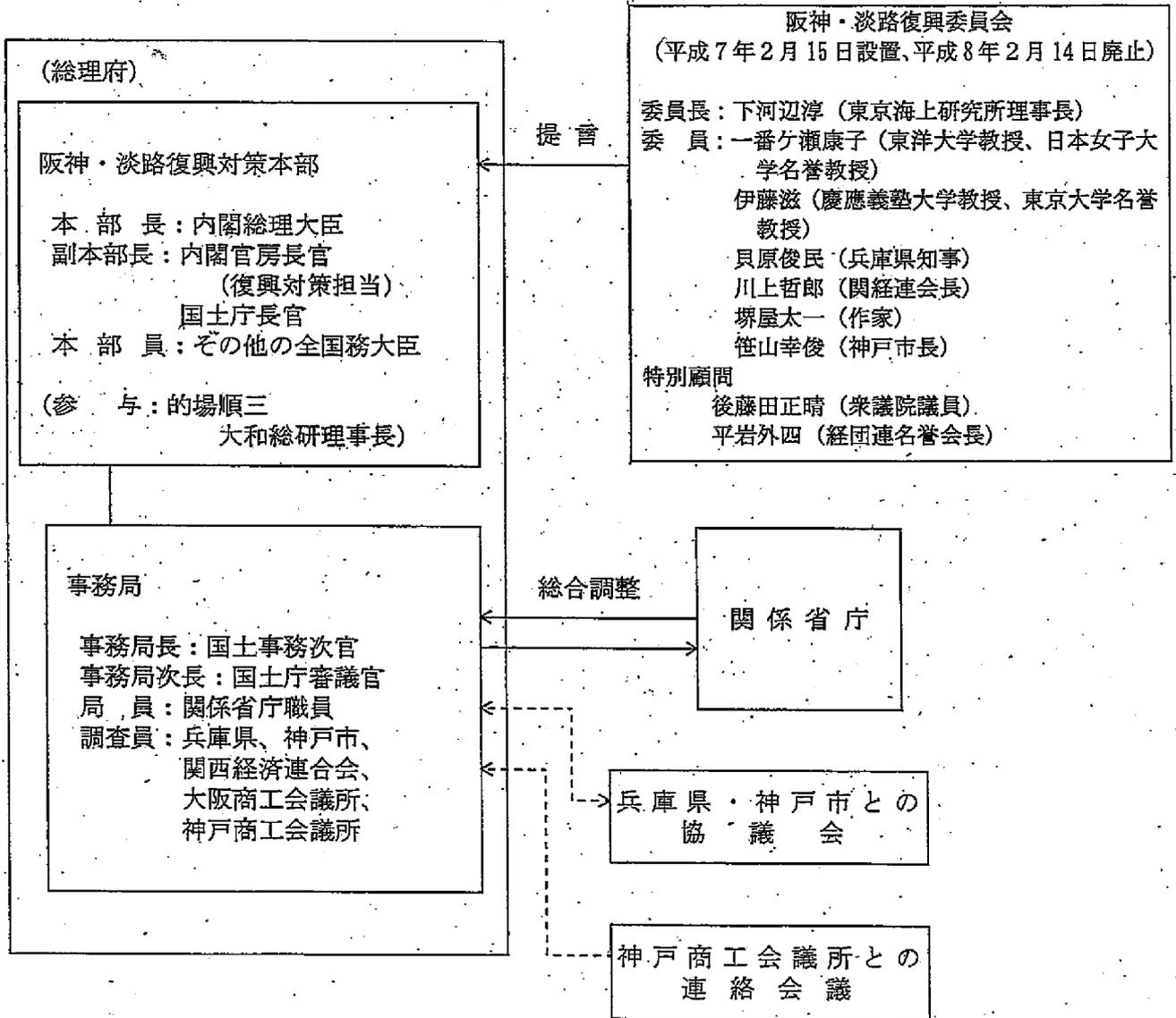
- 1 倒壊家屋等の解体、がれき処理等の補助対象化
- 2 被災地において、市町事業として実施している災害廃棄物処理事業を県事業として実施

阪神・淡路復興のための組織・体制

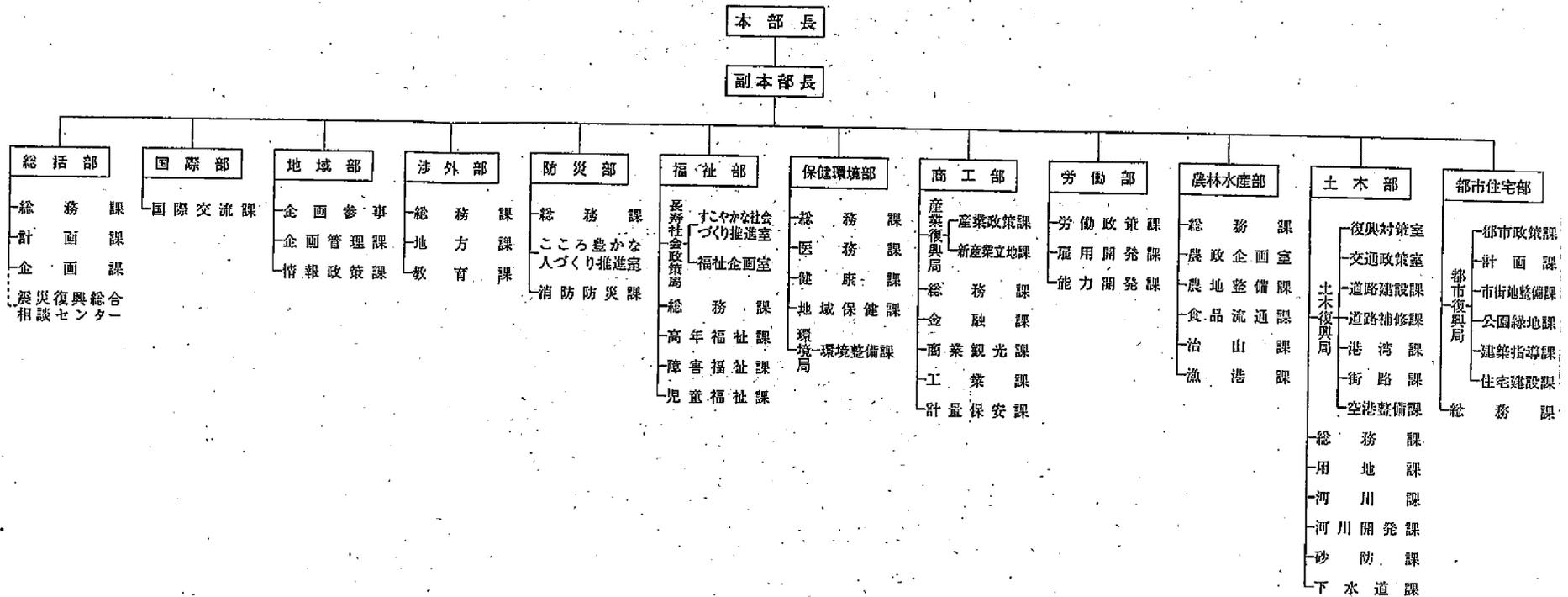
設置規定：阪神・淡路大震災復興の基本方針
及び組織に関する法律

平成7年2月24日設置
平成12年2月23日設置期限満了
設置期間5年間

復興のための施策に関する総合調整



阪神・淡路大震災復興本部組織図 (平成7年7月1日現在)



区分	本庁			地方機関
	局	課	室	
総括部		3		1
国際部		1		
地域部		2		
渉外部		3		
防災部		2	1	
福祉部	1	4	2	
保健環境部	1	5		
商工部	1	7		
労働部		3		
農林水産部		5	1	
土木部	1	11	2	
都市住宅部	1	7		
計	5	53	6	1

東日本大震災発生から1ヶ月を経過して
—被災地へのメッセージ—

人知を越え、想像を絶する、あの東日本大震災の発生から1ヶ月が経過しました。

戦後最大の死者数を数え、未だ行方不明者の捜索が行われ、その数すら把握できない状況が続いています。沿岸のまち・むらは、津波によって根こそぎ流され、まさに跡形もない状態です。

加えて、原子力発電所の大きな事故は、終息の見通しが立たず、応急対応に追われています。このため、多くの周辺住民が見知らぬ土地での避難生活に耐えています。

一方で、この間、被災者を救うための取り組みが、国を挙げて行われています。仮設住宅への入居や学校の再開といった明るい知らせも届き始めました。しかし、まだまだ厳しく、ようやく緒に就いた段階です。特に、復興をリードする責任体制、復旧・復興の計画的推進、地元主体の復興事業の推進が期待されています。

阪神・淡路大震災を経験した兵庫県として、また、関西広域連合の防災分野を担当する県として、広域連合構成府県とともに、震災発生直後から被災地支援に取り組んできました。被災経験や復旧・復興のノウハウを「伝える」とともに、物資の供給や人材の派遣など、多様な分野での支援に励みました。

これからも引き続き、同じ大きな被災を受けた兵庫県であるだけに、被災地の復旧・復興のステージに対応した最大限の支援をしていきます。

被災地の皆さん、兵庫も絶望のなかから立ち上がってきました。復旧・復興への希望を失わずに、ともに歩んでまいりましょう。

平成23年4月11日

関西広域連合長・兵庫県知事 井戸敏三

東北地方太平洋沖地震支援対策にかかる

関西広域連合からの緊急声明

平成 23 年 3 月 13 日

わが国観測史上最大となる M9.0 の大地震が 3 月 11 日に発生し、東北地方を中心に、甚大な被害をもたらした。

被害の全容は、まだ判明していないが、激甚な被害が発生し、多くの生命が失われた。犠牲となられた皆様に対し、心から哀悼の意を表するとともに、今なお多くの行方不明の方々の一日も早い所在確認を祈る。また、避難所での厳しい生活を余儀なくされている被災者の皆様にお見舞いを申し上げ、いまだに孤立状態にある皆様に、速やかに救援の手がさしのべられることを願う。

一日も早く、被害の全容が明らかになり、速やかな復旧・復興が行われることを心から願う。

この大災害に際して、16 年前、阪神・淡路大震災の被災地である関西だからこそ、本日、急遽、広域連合の構成府県が集まり、その経験と教訓を活かし、関西広域連合として、関西が一つにまとまり、持てる力を結集して、被災地に対し、出来る限りの応援をすることを決定した。

そのため、今後、関西広域連合及びその構成府県は、東北地方太平洋沖地震の被災地・被災者に対して、持てる力を結集し、支援メニューを早急に提示し、現地のニーズに応えつつ、以下のとおり、積極的に取り組んでいく。

1. 被災地対策

関西広域連合は被災地、被災者対策に全力をあげる。

とりわけ、早急に避難生活を支えるための支援に取り組む。

2. 支援物資等の提供

非常食、毛布、仮設トイレなどに加え、阪神・淡路大震災の被災地としての経験等から、必要性が高いと思われるブルーシート、ポリタンク、ベビー用品等、きめ細かい視点で支援物資を提供していく。

3. 応援要員の派遣

避難者へのこころのケア対策、全国から集まるボランティアの調整、建物の応急危険度判定等のための職員のほか、復旧・復興段階では、土木・建築、農林水産等の技術者等の派遣などについても対応していく。

4 避難生活等の受け入れ

府県営住宅の提供、高齢者、入院患者等の災害弱者の病院や施設への紹介、転入学手続きの簡素化による学童の受け入れ等、これらの受け入れ窓口の開設も検討する。

これらの支援を迅速かつ的確に行うため、関西広域連合は構成府県と協働して、特に被害の大きな福島県、岩手県、宮城県に対し、主として京都府と滋賀県は福島県、大阪府と和歌山県は岩手県、兵庫県と徳島県と鳥取県は宮城県を中心に支援する。併せて、福井県、三重県、奈良県、政令市などにも協力を求めていく。

なお、各被災県に関西広域連合の現地連絡所を開設し、被災地のニーズを的確に把握し情報を広域連合に集約することにより、以後の支援内容について協議のうえ構成府県で効果的な支援を行う。

今後も、状況の推移を見極めながら、構成府県や関係機関と連携しながら、順次適切に支援を行っていく。

なお、原子力災害対策については、関西広域連合としても積極的に協力を行っていくので、重大な事態に陥らないよう、安全対策に万全を期すことを、強く国に要請する。

関西地方の方々におかれては、今後とも、被災地の復旧・復興活動へのご支援、ご協力をお願いします。

関西広域連合

連合長	兵庫県知事	井戸 敏三
副連合長	和歌山県知事	仁坂 吉伸
委員	滋賀県知事	嘉田 由紀子
委員	京都府知事	山田 啓二
委員	大阪府知事	橋下 徹
委員	鳥取県知事	平井 伸治
委員	徳島県知事	飯泉 嘉門

東北地方太平洋沖地震支援対策にかかる 関西広域連合からの緊急声明（第二次）

平成 23 年 3 月 29 日

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震は、東北地方を中心に、死者、行方不明者が合わせて 3 万人に迫る戦後最大の災害となった。

この大災害に対して、16 年前、阪神・淡路大震災で大きな被害を受けた関西だからこそ、一日も早い復旧・復興を心から願い、発災 2 日後の 3 月 13 日に構成府県の知事が一堂に会し、特に被害が甚大な宮城県、岩手県、福島県を支援対象としたカウンターパート方式による支援の枠組みを構築した。

この枠組みに基づき、関西広域連合の構成府県は一つにまとまり、関西の持てる力を結集し、スピード感を持ち、次のとおり被災地の支援に全力で取り組んできた。

（現地連絡所の設置）

被災地の状況やニーズを直接入手し、それに基づき的確な支援を迅速かつ円滑に実施するため、兵庫県、徳島県、鳥取県が宮城県に、大阪府、和歌山県が岩手県に、京都府、滋賀県が福島県に 3 月 14 日以降、順次現地連絡所を設置した。

（被災地支援のための人員派遣）

各府県からの、警察、消防、DMAT、日本赤十字社の要員派遣に加え、被災県からの要請等に基づき、カウンターパート府県が中心となり、現地連絡所、避難所支援（健康、運営）、医療支援、被災住宅対策、教育対策等に、関西広域連合構成府県全体で延べ 3,500 人以上の要員を派遣した。

（緊急支援物資の提供）

現地連絡所が把握した被災地のニーズに基づき、各カウンターパート府県が迅速に、必要な物資を提供している。

発災後から3月27日までに、関西広域連合構成府県全体で、毛布6万4千枚、簡易トイレ680基、マスク210万枚、アルファ化米17万9千食を始め、ベビー用品、医薬品など、様々な支援物資を提供してきた。

(被災者の一時受け入れ)

厳しさが日ごとに増している避難所の生活環境に鑑み、関西広域連合として、避難所・コミュニティ単位で被災者を一時的に受入れることを3月18日に表明した。構成府県では、被災県の実情や要望にも配慮し、順次受入体制を整備しており、すでに公営住宅等で1,000人以上の被災者を受け入れている。

しかしながら、発災後2週間以上が経過した今なお、被災地では、行方不明者の捜索が続き、被害情報の集約、避難所運営、救援物資の配送、保健・医療、がれき処理などの問題、さらには、原子力発電所の事故により多くの住民が避難を余儀なくされるという、わが国が初めて直面する重大かつ困難な問題も発生している。

このような状況の中、関西広域連合は、阪神・淡路大震災の経験を最大限に生かし、被災者支援から復旧・復興に向かう各フェイズに応じて、今後も下記の支援を積極的かつ継続的に実施するとともに、支援の輪が全国的な展開となることを期待しつつ、本日意見の一致を見た。

記

1 被災県・市町村への応援要員の派遣

被災者支援、今後の復旧・復興に向けて、避難所の運営、保健・医療対策などの体制づくりを支援するため、被災県はもとより被災市町村にも構成府県、府県内市町村職員を派遣していく。

2 阪神・淡路大震災の経験や教訓を生かした助言・指導

阪神・淡路大震災からの創造的復興を成し遂げ、その復興過程についての検証や、国内外の様々な災害に際し、その経験と教訓を発信し伝え続けてきた実績を生かして、震災復興の経験を有する職員を被災地に派遣し、

復旧・復興のフェーズに即した助言等を行う。

3 被災者受入体制の充実

地震、津波災害や原子力災害による被災者の受入については、構成府県が連携し、公営住宅や保養所等の活用やホームステイによる受入など、被災者の多様なニーズに合致するよう受入体制を充実する。

また、被災者が元の生活に戻るまで、雇用、教育、被災者のQOL（生活の質）に配慮したきめ細やかな支援を行い、関西の地で安全・安心に暮らせる生活環境を関西全体で提供する。

これらの支援をより一層拡充させ、被災者が将来に対し明るい希望を持ち、前向きな第一歩を踏み出せるよう、関西広域連合として、国に対し別添のとおり緊急提言を行う。

私たちは、多くの方々の支援を受け、阪神・淡路大震災から創造的復興を成し遂げることができた。今回は、私たちが支援をする時。関西の府県民におかれては、被災地の復旧・復興活動へのご支援、ご協力をあらためて願います。

関西広域連合

連合長	兵庫県知事	井戸 敏三
副連合長	和歌山県知事	仁坂 吉伸
委員	滋賀県知事	嘉田 由紀子
委員	京都府知事	山田 啓二
委員	大阪府知事	橋下 徹
委員	鳥取県知事	平井 伸治
委員	徳島県知事	飯泉 嘉門

東日本大震災における関西広域連合の支援

I 関西広域連合現地連絡所の設置・充実

1 設置目的

関西広域連合が行う東北地方太平洋沖地震被害支援について、各被災県のニーズを的確に把握し、支援を円滑に実施するために被災地内に現地連絡所を設置する。

2 業務内容

阪神・淡路大震災の経験から、支援を受け入れる各被災県の災害対応に負担をかけることを旨とし、以下の支援活動を行う。

- (1) 関西広域連合の構成府県が行う支援の現地での受け入れの確認を行い、各被災県と受け入れ拠点から被災地への輸送調整等を実施する。
- (2) 現地の被災状況と交通情報を収集し、逐次報告する。
- (3) 各被災県の被災ニーズを把握し、逐次報告する。
- (4) 阪神・淡路大震災の経験を生かし、応急対応から被災者支援、復旧・復興にかかる課題・対策事例を伝え、今後、発生する対応業務についての情報提供・対応支援を行う。

3 設置場所・時期

被災県	設置場所	設置時期	担当府県
岩手県	岩手県庁内	3月14日(月) 17:00	大阪府、和歌山県
宮城県	宮城県庁内	3月14日(月) 10:30	兵庫県、徳島県、鳥取県
福島県	会津若松合同庁舎内	3月16日(水) 9:30	京都府、滋賀県
	福島県庁内	3月16日(水) 13:00	

※ 各被災県の負担を軽減するため、衛星携帯電話など必要な用品は持ち込み、食料や宿泊場所・用品は各府県で確保

※ 福島県現地連絡所は、原発事故の関係で設置時期が3月16日となった。

4 現地連絡所の充実・今後の予定

(1) 宮城県現地連絡所

甚大な被害を受けた市町を支援するため、3月23日から兵庫県・鳥取県・徳島県の県・市町村職員等で構成する3市町支援本部（気仙沼市・石巻市・南三陸町）を設置

(2) 岩手県現地連絡所

岩手県庁内にある現地連絡所の充実を図るため、4月1日から岩手県庁周辺のテナントビルを借りて開設

(3) 福島県現地連絡所

当面は福島県庁内・会津若松合同庁舎内の2カ所体制を維持する予定だが、状況に応じてさらに連絡所を増設することも想定

II 人員派遣、支援物資の提供

1 警察部隊（広域緊急援助隊含む）の派遣実績

	延べ派遣人数 (4/10現在)	実派遣人数 (4/10)
刑事部隊	3,179 名	215 名
警備部隊	13,527 名	940 名
交通部隊	4,319 名	165 名
地域部隊	823 名	50 名
航空部隊	28 名	4 名
パトカー部隊	28 名	14 名
健康管理チーム	40 名	0 名
計	21,944 名	1,388 名

2 緊急消防援助隊の派遣実績

	延べ派遣隊数 (4/10現在)	実派遣隊数 (4/10)
陸上部隊	6,265 隊	52 隊
航空部隊	211 隊	7 隊
計	6,476 隊	59 隊

3 DMATの派遣実績

延べ派遣隊数 (4/10現在)	備考
283 隊	3/22 派遣終了

4 日本赤十字社の医療救護班の派遣実績

	延べ派遣隊数 (4/10現在)	実派遣人数 (4/10)
医師	259 名	7 名
看護師	579 名	11 名
薬剤師	93 名	2 名
臨床心理士	4 名	0 名
臨床検査技師	0 名	0 名
診療放射線技師	0 名	0 名
事務職	357 名	5 名
救助班	268 名	0 名
支部職員	57 名	0 名
ボランティア	141 名	2 名
こころのケア担当	40 名	0 名
連絡調整員	134 名	9 名
計	1,932 名	36 名

5 構成府県からの職員派遣実績

(1) 支援連絡要員の派遣実績

派遣先	延べ派遣人数 (4/10現在)	実派遣人数 (4/10)
福島県	218 名	9 名
岩手県	183 名	7 名
宮城県	315 名	11 名
計	716 名	27 名

(2) 避難所対策

ア 避難所での健康対策等

派遣職種	延べ派遣人数 (4/10現在)	実派遣人数 (4/10)
歯科医師	10 名	0 名
医師	157 名	2 名
公衆衛生医師	5 名	1 名
保健師	789 名	34 名
薬剤師	53 名	2 名
看護師	103 名	2 名
放射線技師	109 名	7 名
事務職	322 名	12 名
調整員	42 名	0 名
獣医師	21 名	1 名
管理栄養士	17 名	3 名
医師 (こころのケア)	119 名	5 名
精神科医 (こころのケア)	14 名	1 名
看護師 (こころのケア)	118 名	5 名
精神保健福祉士 (こころのケア)	39 名	3 名
ケースワーカー (こころのケア)	25 名	0 名
事務職 (こころのケア)	88 名	3 名
連絡調整員 (こころのケア)	7 名	1 名
助産師 (こころのケア)	3 名	0 名
臨床心理士 (こころのケア)	40 名	2 名
保健師 (こころのケア)	23 名	0 名
計	2,104 名	84 名

イ 避難所運営支援

延べ派遣人数	実派遣人数 (4/10)
1,196 名	61 名

(3) 救護所等の医療支援

派遣内容	延べ派遣人数 (4/10現在)	実派遣人数 (4/10)
医師	573 名	27 名
看護師	622 名	30 名
保健師	16 名	0 名
理学療法士	30 名	2 名
臨床検査技師	5 名	0 名
薬剤師	285 名	11 名
放射線技師	5 名	1 名
介護福祉士	25 名	0 名
事務職	376 名	14 名
現地連絡職員	46 名	2 名
計	1,983 名	87 名

(4) 被災住宅対策

派遣内容	延べ派遣人数 (4/10現在)	実派遣人数 (4/10)
応急仮設住宅建設の支援	142 名	5 名
災害廃棄物処理の助言	12 名	0 名
計	154 名	5 名

(5) 給水対策

派遣内容	延べ派遣数 (4/10現在)	実派遣数 (4/10)
給水車による給水支援	給水車 28 台	給水車 0 台
	職員 277 名	職員 2 名

(6) 教育対策

派遣内容	延べ派遣人数 (4/10現在)	実派遣人数 (4/10)
学校避難所運営・児童生徒の こころのケア等	157 名	5 名

(7) その他

派遣内容	延べ派遣数 (4/10現在)	実派遣人数 (4/10)
し尿処理の支援	車両 7台	車両 0台
	人員 21名	人員 0名
土木施設の復旧対策	51名	4名
下水道施設の状況調査	56名	0名
復興都市計画の決定に関する支援	8名	0名
ボランティア先遣隊	373名	22名
被災市町への直接支援	1071名	61名
ボランティアに係る現地調整要員	36名	1名
災害救助事務支援	4名	0名
都市計画事務支援	10名	0名
物資集積所担当要員等	288名	10名
病院・福祉施設への入院・入所が必要な方の 県内受入に係る現地コーディネーター	28名	0名
監察医	8名	0名
環境モニタリング専門家	16名	2名
物資輸送（職員災害応援隊）	40名	0名
児童福祉等関係職員	22名	4名
介護支援	14名	3名
歯科医療	10名	5名
計	車両 7台	車両 0台
	人員 2,056名	人員 112名

構成府県からの 職員派遣実績 総計	延べ派遣数(4/10現在)		実派遣数(4/10)	
	車両	35台	車両	0台
	人員	8,643名	人員	383名

6 構成府県からの緊急支援物資の送付

〔4月10日現在（主なものの総数）〕

		送付内容（主なもの）			
関西広域 連合全体	アルファ化米	259,311	食	乾パン	187,311 食
	即席麺	115,852	食	飲料水	443,257 本
	その他飲料	62,544	本	簡易トイレ（屋外設置）	490 台
	簡易トイレ（簡易式）	20,632	台	小児用おむつ	498,095 枚
	大人用おむつ	254,807	枚	生理用品	625,572 枚
	マスク	3,175,830	枚	医薬品	3,478 箱
	医療資機材	11	箱	乳児用調整調整粉乳	3,148 缶
	離乳食	34,860	食	ほ乳瓶	2,204 個
	毛布	63,581	枚	カイロ	285,553 個
	ブルーシート	4,890	枚	飲料水用ポリタンク	51,850 個
	飲料水用ポリ袋	20,525	袋	土嚢袋	29,583 袋
	文房具等	26,917	点		

Ⅲ 避難者の受入実数

(4月7日現在)

府県名	受入内容
滋賀県	公営住宅等 22 世帯 77 人、一時避難所 29 世帯 87 人 学校（児童・生徒転入学） 60 人
京都府	公営住宅等 101 世帯 369 人、府県・市町村職員住宅等 19 世帯 73 人 民間住宅棟 3 世帯 6 人
大阪府	公営住宅等 121 世帯 336 人、民間住宅等 20 世帯 58 人 一時避難所 3 世帯 3 人
兵庫県	公営住宅等 136 世帯 454 人 入院患者（透析患者を除く） 1 人、学校（児童・生徒転入学） 100 人
和歌山県	公営住宅等 9 世帯 33 人、学校（児童・生徒転入学） 27 人
徳島県	公営住宅等 2 世帯 7 人、民間住宅等 4 世帯 10 人
鳥取県	公営住宅等 5 世帯 24 人
合 計	公営住宅等 396 世帯 1,300 人、府県・市町村職員住宅等 19 世帯 73 人 民間住宅等 27 世帯 74 人、一時避難所 32 世帯 90 人 入院患者（透析患者を除く） 1 人、学校（児童・生徒転入学） 187 人

東北地方太平洋沖地震後の国土・地域復興に関する

関連学協会 会長 共同アピール

今回の東北地方太平洋沖地震で被災された数多くの方々に対し、衷心より
お見舞い申し上げます。

また、救助・救援にあたられているの方々に対し、心より敬意を表するとともに
感謝を申し上げます。

今回の地震及び津波の被害は極めて広域に及び、中でも太平洋沿岸部では特に
甚大な被害が生じました。

こうした地域では住宅のみならず、生業の基盤に大きな被害が出ています。

しかも、原子力発電所の問題は復興に大きな影響を与えているように思われます。

こうした極めて厳しい状況下で不自由な生活を強いられている方々が安心して
生活できる地域の復興を早期に遂げられますように、私達はそれぞれの組織の
代表者として、政府に対し、共同でアピールを行うものです。

平成 23 年 3 月 31 日

(社) 空気調和・衛生工学会 会長 坂本 雄三 (公益社団) 地盤工学会 会長 日下部 治
(社) 土木学会 会長 阪田 憲次 (社) 日本建築学会 会長 佐藤 滋
(社) 日本コンクリート工学協会 会長 榊田 佳寛 (社) 日本造園学会 会長 武内 和彦
(社) 日本都市計画学会 会長 岸井 隆幸

(共同アピール)

- 1 私達は、全国・全世界の専門家の力を結集して、持続可能な早期復興の支援を全力で行います
- 2 私達、関連学協会は、被災地の「暮らしと経済の復興」を実現するために、協調・連携して多様な支援に取り組みます
- 3 国は責任をもって早期に、国自ら広域被災地復興の中核となる「広域協働復興組織」を確立されるよう提唱します

私達、関係学協会は強力に連携し、その知見を結集し、地域復興の支援に全力で取り組む所存です。

政府におかれては、行政界等の圏域を越えて、様々な民間企業、様々なNPOとも手を携えて活動ができるように、国が地域復興全体の調査・計画立案・事業運営を集約する組織（広域協働復興組織）を早期に確立され、復旧・復興のあらゆるプロセスにおいて情報の公開を行い、志を持つ様々な人々の英知を結集して、被災者の生活再建、住宅復興、そして経済を支援しつつ、被災地の早期復興にあたることを強く希望するものです。

以上

(公 印 省 略)
人 第 1 0 0 2 号
平成23年 4 月 1 日

各 部 長
各 県 民 局 長
会 計 管 理 者
監 査 委 員 事 務 局 長
人 事 委 員 会 事 務 局 長
労 働 委 員 会 事 務 局 長
公 営 事 業 管 理 者
病 院 事 業 管 理 者
教 育 長

様

企 画 県 民 部 長

東北地方太平洋沖地震の被災地支援の実施と本来業務の執行について

東北地方太平洋沖地震の被災地支援については、3月中旬以降、各部局において積極的に取り組んでいただいているところです。

今後の支援の内容、期間及び規模等については、被災地のニーズを十分見極める必要がありますが、当面、下記事項にご留意の上、取り組んでいただきますようお願いいたします。

記

1 基本的な考え方

- (1) 阪神・淡路大震災の復旧、復興のノウハウを生かし、各部局において、引き続き、積極的に支援に取り組んでいただきたいこと。
- (2) 新年度の業務が本格的に始まるなか、被災地支援に係る業務については、通常業務の一環と位置づけて取り組んでいただきたいこと。

2 当面の対応

- (1) 現在のところ、現地支援及び本県における防災部局への支援は、1週間程度の短期間のローテーションを基本としていることから、派遣期間や所属の業務の状況も勘案し、所掌業務の執行に支障のないよう、派遣人員を選定していただきたいこと。
- (2) 被災地における支援業務は急務、かつ、相当の困難が見込まれることから、帰庁後の職員の健康管理等には十分配慮していただきたいこと。

3 中長期的な対応

技術職を中心として、今後、中長期的な派遣方式による応援が想定されることから、通常業務の優先順位づけや業務縮減等により、派遣職員を捻出できるよう工夫していただきたいこと。

平成23年東日本大震災支援に対する県職員短期派遣状況

3月11日現在

(1)平成24年3月11日現在の派遣人員 1人

(2)平成24年3月11日までの派遣延人員 7,217人・日

(3)派遣先と支援内容

派遣県	支援内容	所管	3/10までの派遣延人員	3/11現在	累計	派遣先	
宮城県	宮城県現地支援本部における被災者支援	防災	457		457		
	宮城県北部沿岸市町支援本部(石巻市、気仙沼市、南三陸町)		3,680		3,680		
	総括	総括・情報収集連絡員・ロジ担当	企画県民	1,593		1,593	
		仮設住宅対策	建築職	270		270	
		復興・まちづくり計画の推進	建築職	41		41	
		ガレキ処理対策	環境科学職	30		30	
		教育アドバイザー	教育委員会	145		145	
		ボランティアコーディネーター	企画県民	97		97	
		保健・医療・福祉連絡員	健康福祉	246		246	
		被災者健康相談・避難所衛生対策	保健師等	1,041		1,041	
		栄養相談	管理栄養士	87		87	
		避難所児童支援	心理判定員	58		58	
		歯科衛生対策	歯科衛生士	32		32	
		税申告事務支援	一般事務職	40		40	
		小計		4,137	0	4,137	
	保健・医療・福祉	病院、福祉施設入所者等県内受入調整	健康福祉	28		28	
		被災者の健康相談、避難所の衛生対策	保健師等	50		50	
		保健活動支援	保健師等	12		12	
		こころのケア支援	医師・保健師等	254		254	
		死体検案支援	医師	8		8	
		救護所における診察(石巻市 鹿妻小学校)	医師・保健師等	688		688	
			小計		1,040	0	1,040
	施設復旧	災害廃棄物処理計画の策定支援	環境科学職等	12		12	
応急仮設住宅建設支援		建築職	538		538		
土木施設の復旧支援		総合土木職	294		294		
県有施設の復旧支援		建築職	63		63		
市街地復興都市計画等支援		建築職	18		18		
被災宅地危険度判定		建築職	18		18		
漁港災害復旧支援		総合土木職	182		182		
復旧・復興まちづくり計画支援		総合土木職	128	1	129	南三陸	
		小計		1,253	1	1,254	
家屋被害調査	防災	323		323			
被災農業者支援策に関する現地調査	農学職	15		15			
小計(宮城県)			6,768	1	6,769		
福島県	死体検案支援	健康福祉	8		8		
	こころのケア支援	精神保健福祉士	28		28		
	動物愛護支援	獣医師等	205		205		
	スクリーニング等支援	放射線技師	106		106		
	被災地震災復興事業計画策定支援	建築職	6		6		
		小計(福島県)		353	0	353	
岩手県	災害救助・都市計画事務支援	防災 県土整備	14		14		
	DMA T派遣	病院局	54		54		
その他	仮設住宅事業者公募業務支援	県土整備	27		27		
合計			7,216	1	7,217		

宮城県	6,768	1	6,769
福島県	353	0	353
岩手県	68	0	68
その他	27	0	27

東日本大震災に係る地方自治法に基づく派遣等の状況(3月11日現在)

1, 派遣中

派遣先	派遣元	始期	終期	期間	職種	人数	配属先	業務内容	備考		
宮城県	兵庫県職員	H23.6.1	H24.3.31	10ヶ月	土木	4	仙台土木事務所	災害査定・復旧工事等	5ヶ月ごとに職員を交替		
		H23.6.1	H24.3.31	10ヶ月	土木	1	仙台地方振興事務所	災害査定・復旧工事等	3ヶ月ごとに職員を交替 (12月以降は2ヶ月ごとに交替)		
		H23.6.1	H24.3.31	10ヶ月	機械	1	土木部設備課	県有施設の復旧工事等	5ヶ月ごとに職員を交替		
		H23.8.1	H24.3.31	8ヶ月	土木	1	土木部防災砂防課	災害査定関係業務	5ヶ月で職員を交替(H23.8.1 ~ H23.12.31、 H24.1.1 ~ H24.3.31)		
		H23.9.1	H24.3.31	7ヶ月	農業土木	2	東部地方振興事務所	災害査定・復旧工事等	4ヶ月と3ヶ月で職員を交替 (H23.9.1 ~ H23.12.31 H24.1.1 ~ H24.3.31)		
		H23.9.1	H24.3.31	7ヶ月	農業土木	1	農林水産部農村整備課	災害査定関係業務	4ヶ月と3ヶ月で職員を交替 (H23.9.1 ~ H23.12.31 H24.1.1 ~ H24.3.31)		
	兵庫県教育委員会	H23.7.1	H24.3.31	9ヶ月	教員	1	宮城県亘理高等学校	養護教諭としての教育活動	宮城県教委から要請あり		
						1	宮城県女川高等学校				
	神戸市	H23.12.1	H24.3.31	4ヶ月	土木	1	仙台地方振興事務所	漁港施設等の災害査定実施業務等	2ヶ月ごとに職員を交替		
	小計						13	県職員 10名	教育委員会 2名	市町職員 1名	
宮城県	石巻市	神戸市	H23.10.1	H24.3.31	6ヶ月	設備	1	建築課	市所有建築物・市営住宅の復旧工事等関係業務	2ヶ月ごとに職員を交替	
		姫路市	H23.6.1	H25.3.31	22ヶ月	土木	1	下水道課	下水道復旧業務	3ヶ月ごとに職員を交替	
						建築	1	建築課	市所有建築物・市営住宅の復旧工事等関係業務		
			H23.9.1	H25.3.31	19ヶ月	事務	1	災害廃棄物対策課	個人住宅解体撤去関連業務		
	三田市	H23.10.1	H24.3.31	6ヶ月	建築	1	建築課	復興住宅・公共施設復旧等関係業務			
	小計						5			市町職員 5名	
	北部沿岸3市町	気仙沼市	尼崎市	H24.2.1	H25.3.31	14ヶ月	土木	2	都市計画課	土地区画整備事業	国交省スキームによる派遣
				H24.2.1	H24.3.31	2ヶ月	建築	1	土木課	解体建築物設計及び施工管理業務	気仙沼市から要請あり
					2ヶ月	機械/電気	1				
	小計						4			市町職員 4名	
南三陸町	兵庫県	H23.6.1	H24.3.31	10ヶ月	建築	1	建設課	復興及びまちづくり計画策定等			
	西宮市	H23.6.1	H24.3.31	10ヶ月	土木	1	復興事業推進課	復興計画事業化業務	阪神支援チーム(西宮市、宝塚市、川西市、猪名川町)に対し南三陸町から要請あり		
		H23.10.1	H24.3.31	6ヶ月	土木	1	復興事業推進課	復興計画事業化業務			
	宝塚市	H23.6.17	H25.3.31	21ヶ月	土木	1	復興事業推進課	復興計画事業化業務	配属先の名称変更(H24.1.1~)		
	川西市	H23.10.1	H24.3.31	6ヶ月	土木	1	復興事業推進課	復興計画事業化業務			
小計						5	県職員 1名	市町職員 4名			
小計						14	県職員 1名	市町職員 13名			
その他市町	仙台市	神戸市	H23.7.1	H24.3.31	9ヶ月	建築	2	営繕課	市有建築物の改修等	カウンターパート方式による独自支援の中で仙台市から要請あり	
		兵庫県教育委員会	H23.11.1	H24.3.31	5ヶ月	教員	1	仙台市立将監小学校	教諭としての教育活動	仙台市教委から要請あり	
	名取市	神戸市	H23.9.1	H24.3.31	7ヶ月	土木	1	震災復興室	復興計画策定、区画整備事業等	名取市から要請あり	
	岩沼市	伊丹市	H23.6.19	H24.3.31	10ヶ月	事務	1	震災復興推進室	復興計画策定支援	カウンターパート方式による独自支援の中で岩沼市から要請あり	
	亘理町	淡路市	H23.6.10	H24.3.31	10ヶ月	事務	1	震災復興推進課	復興計画策定支援	宮城県市町村課を通じて亘理町から要請あり	
	女川町	西宮市	H23.7.1	H24.3.31	9ヶ月	建築	1	建設課	公共施設復興管理等業務	阪神支援チーム(西宮市、宝塚市、川西市、猪名川町)に対し女川町から要請あり	
			H23.8.1	H24.3.31	8ヶ月	土木	1	復興対策室	復興に係る企画調整業務		
			H23.8.1	H24.3.31	8ヶ月	電気	1	町民課	震災廃棄物処理等業務	環境省から派遣要請あり	
		宝塚市	H23.8.1	H24.3.31	8ヶ月	土木	1	復興対策室	まちづくりに関する用地取得業務	阪神支援チーム(西宮市、宝塚市、川西市、猪名川町)に対し女川町から要請あり	
	川西市	H23.9.1	H24.3.31	3.5ヶ月	建築	1	建設課	公共施設復興管理等業務			
川西市	H23.8.1	H24.3.31	8ヶ月	土木	1	建設課	土木施設の復旧業務、道路台帳作成業務				
小計						12	教育委員会 1名		市町職員 11名		
宮城県 計						39	県職員 11名	教育委員会 3名	市町職員 25名		

(「1 派遣中」の続き)

派遣先	派遣元	始期	終期	期間	職種	人数	配属先	業務内容	備考	
岩手県	岩手県	兵庫県	H23.9.28	H24.3.31	6ヶ月	土木	2	宮古土木センター	災害査定・復旧工事等	3ヶ月で職員を交替 台風12号災害による和歌山県職員の 引き上げに伴う派遣
岩手県 計						2	県職員 2名			
千葉県	香取市	川西市	H23.12.1	H24.3.31	4ヶ月	建築職	1	都市計画課	公共施設等の営繕業務	姉妹都市提携による派遣
千葉県 計						1	市町職員 1名			
合 計						42	県職員 13名	教育委員会 3名	市町職員 26名	

2, 兵庫県警特別出向

派遣先	派遣元	始期	終期	期間	職種	人数	配属先	業務内容	備考
宮城県	兵庫県警	H24.2.1	H25.3.31	1年2ヶ月	警察官	28	宮城県警察本部	機動警ら、機動捜査、特 別けいら等	宮城県警察本部、仙台東警察 署、河北警察署、南三陸警察署に 配属

3, 派遣済

派遣先	派遣元	始期	終期	期間	職種	人数	配属先	業務内容	備考
南三陸町	宝塚市	H23.10.1	H23.11.18	2ヶ月	事務	1	選挙管理委員会事務局	宮城県議会選挙事務	阪神支援チーム(西宮市、宝塚 市、川西市、猪名川町)に対し南 三陸町から要請あり
山元町	加古川市	H23.6.13	H23.9.30	4ヶ月	建築	1	まちづくり整備課	仮設住宅建設支援	山元町から要請あり 1ヶ月ごとに職員を交替
女川町	川西市	H23.7.11	H23.8.31	2ヶ月	建築	1	建設課	公共施設復興管理等業務	阪神支援チーム(西宮市、宝塚市、 川西市、猪名川町)に対し女川町か ら要請あり

(問い合わせ先) 兵庫県企画県民部企画財政局市町振興課 TEL 078-362-3098

管理局人事課 TEL 078-362-3077

教育委員会事務局教職員課 TEL 078-362-3751

兵庫県警察本部警備部災害対策課 TEL 078-341-7441(代表)

(単位:人)

区分		第1陣	第2陣	第3陣	第4陣	第5陣	第6陣	第7陣	第8陣	第9陣	第10陣	第11陣	第12陣	第13陣	第14陣	第15陣	第16陣
		3/24-29	3/29-4/3	4/3-9	4/9-16	4/16-23	4/23-30	4/30-5/7	5/7-14	5/14-20	5/20-27	5/27-6/3	6/3-10	6/10-17	6/17-24	6/24-7/1	7/1-8
石巻市	避難所運営	佐用町	3		3	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2
		芦屋市		2	2	2	2	2	2	2	2	2					
		穴栗市		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
		小計	3	5	8	8	8	8	8	8	7	7	5	5	5	5	5
	市役所業務 (破損家屋所有者確認等(第3陣) 罹災家屋等の調査(第4-6陣) 罹災判定補助(第7陣) 税務課窓口業務(第7陣) 生活再建支援金窓口業務等(第7陣) 罹災証明書発行(第8陣、第10-19陣) 災害甲斐金(第10-17陣) 被災者生活再建支援金等業務支援(第10-21陣) 被災住宅応急修理受付(第18陣-))	姫路市		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
		相生市			3	3	3	3	3	3	2	2	2				2
		養父市			2	2	2	2	2	2	2	2					
		香美町			2			2	2		2						
		加古川市				2			2	2	2	2				2	2
		高砂市				2			2	2	2	2	2	2	2	2	2
		稲美町				1			1		1		1				
		播磨町				1			1		1		1				
		新温泉町				2	2				2	2					
		芦屋市												2	2	2	2
		その他市町					丹波市	5									
		小計			11	17	16	17	15	17	16	16	10	10	10	10	10
ガレキ処理対策	尼崎市		2														
	小計		2														
被災者健康相談・避難所衛生対策	豊岡市									2							
	加古川市														2		
	芦屋市															1	
	洲本市												2				
	その他市町								前半南あわじ市 後半三木市	2		相生市 1 赤穂市 1	三田市 2		加西市 2		川西市 1 養父市 1
	小計									2	2	2	2	2	2	2	
合計	3	7	19	25	24	25	23	27	25	25	17	17	17	17	17		
気仙沼市	避難所運営	明石市	4	4	4	4	4	3	3	3	3	3	2	2			
		尼崎市		2	2	2	2	2	2								
		朝来市		2	2	2											
		上郡町					2	2	2								
		福崎町								2	2	2					
		神河町											2			2	2
		その他市町		丹波市	3				太子町	2							
	小計	4	11	8	8	8	9	7	5	5	5	5	2	2	2	2	
	市役所業務 (罹災テラ処理(第3-11陣) 遺体安置所受付(第3-11陣) 罹災証明書発行(第4-8陣) 仮設住宅入居希望テラ入力等(第5-6陣) 義援金申請受付等(第8-9陣) 住宅応急修理受付等(第9陣-) 拾得(遺失)物整理(第12-20陣) 罹災証明計算業務(第29陣))	赤穂市			3	2	2	2	2	2				2	2	2	2
		加西市			2	2	2	2		2							
		丹波市			5	5			3	3	3	3	3	3	3	3	3
		市川町			2	2											
		神河町					2	2	2								
		尼崎市								2	2	2	2	2	2	2	2
		その他市町				福崎町	2										
	小計			12	17	6	6	7	9	5	5	5	7	7	7	7	
ガレキ処理対策	西宮市		1														
	宝塚市		1														
小計		2															
被災者健康相談・避難所衛生対策	その他市町																
	小計																
合計	4	13	20	25	14	15	14	14	10	10	10	9	9	9	9		
南三陸町	避難所運営	三木市	2			2									2		
		宝塚市		1		2											
		川西市		2	2							2		2			
		西宮市			2		2										
		洲本市				2	2										
		南あわじ市									2		2				
		篠山市							2								2
		香美町															2
		その他市町					小野市	2		三田市	2					上郡町	2
		小計	2	3	4	6	6	2	2		2	2	2	2	2	2	2
	町役場業務 (町民税務課(第3-15陣) 建設課(第3陣-) 保健福祉課(第3陣-29陣) 上下水道課(第3-10陣) 震災復興推進課(第8-13陣) 課税調査課(第11陣) 総務課(第7-10陣、第16-19陣) 危機管理課(第17-20陣) 保健福祉課から数日のみ)	小野市			2							2					
		三田市			2	2				2	2	2	2	2			2
		篠山市			2					2	2	2	2	2		2	
		たつの市			3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
		豊岡市				2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
		加東市				2	2	2	2				2	2		2	2
		多可町				2					2						2
		西脇市										3					
		西宮市						3			2	2	2	2	3		
		洲本市						2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
		川西市						2	2	2	2	2	2				
		南あわじ市						2	2	2		2		2	2		
		淡路市					2				2						
		三木市							2			2	2	2			
		上郡町								2	2						
		宝塚市									2	2	2	2			2
		加西市									2	2	2		2	2	
		市川町									2					2	
	太子町					2										2	
	福崎町															2	
	その他市町							猪名川町	2								
	小計			9	11	11	16	16	20	21	20	20	16	15	12	14	
	被災者健康相談・避難所衛生対策	篠山市											2				2
		西脇市												1			1
宝塚市									2								
淡路市											2						
その他市町										たつの市	2		神河町	2	加東市	1	明石市
小計									2	2	2	2	2	2	2		
合計	2	3	13	17	17	18	18	22	25	24	24	20	19	16	18		

[2市1町計]

兵庫県内市町は派

避難所運営	9	19	20	22	22	19	17	13	14	14	12	9	9	9	9	9
市町役場業務			32	45	33	39	38	46	42	41	35	33	32	29	31	31
ガレキ処理対策		4														
被災者健康相談・避難所衛生対策								4	4	4	4	4	4	4	4	2
総計	9	23	52	67	55	58	55	63	60	59	51	46	45	42	44	42

(参考)

吹き出し		2団体 (計1,000食)	5団体 (計6,800食)	2団体 (計2,500食)												
------	--	------------------	------------------	------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(単位:人)

区分		第17陣	第18陣	第19陣	第20陣	第21陣	第22陣	第23陣	第24陣	第25陣	第26陣	第27陣	第28陣	第29陣	第30陣	第31陣	第32陣	合計			
		7/8-15	7/15-22	7/22-29	7/29-8/5	8/5-12	8/12-19	8/19-26	8/26-9/2	9/2-9	9/9-16	9/16-23	9/23-30	9/30-10/7	10/7-14	10/14-21	10/21-28				
石巻市	避難所運営	佐用町	2	2	2	2	2	2	2	2									53		
		芦屋市																		18	
		宍粟市	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	84	
		小計	5	5	5	5	5	5	5	5	3	3	3	3	3	3	3	3	155		
	市役所業務	姫路市	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	96	
		相生市			2	2	2	2												38	
		養父市					2													18	
		香美町																		8	
		加古川市																		18	
		高砂市	2	2																24	
		稲美町	2		2															8	
		播磨町		2		2														10	
		新温泉町																		10	
		芦屋市	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	32	
		その他市町																		5	
			小計	10	10	10	10	8	6	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	267	
		ガレキ処理対策	尼崎市																		2
			小計																		2
		被災者健康相談・避難所衛生対策	豊岡市	1																	3
	加古川市			1																3	
	芦屋市				1															2	
	洲本市								1											3	
	その他市町					小野市 1	市川町 1			三木市 1										13	
	小計		1	1	1	1	1	1	1	1	1									24	
合計	16	16	16	16	14	11	10	10	7	7	5	5	5	2	2	2	2	448			
気仙沼市	避難所運営	明石市																	42		
		尼崎市																	12		
		朝来市																	6		
		上郡町																	6		
		福崎町																	6		
		神河町																	8		
		その他市町																	5		
	小計																	85			
	市役所業務	赤穂市																		23	
		加西市	2	2																14	
		丹波市	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	64		
		市川町																		4	
		神河町			2	2														10	
		尼崎市	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	50	
		その他市町																		6	
		小計	7	7	7	7	4	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	171	
	ガレキ処理対策	西宮市																		1	
		宝塚市																		1	
	小計																		2		
	被災者健康相談・避難所衛生対策	その他市町										豊岡市 2				明石市 1	尼崎市 1	朝来市 1		5	
		小計										2				1	1	1		5	
	合計	7	7	7	7	4	4	4	4	4	4	6	2	2	2	3	3	3	263		
	南三陸町	避難所運営	三木市																	6	
			宝塚市																	3	
川西市																			8		
西宮市																			4		
洲本市																			4		
南あわじ市																			4		
篠山市																			4		
香美町			2																4		
その他市町																			6		
小計			2																	43	
町役場業務			小野市		2				2												10
		三田市	2	2						2										18	
		篠山市		2	2															20	
		たつの市	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		2	2	56		
		豊岡市	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2				48		
		加東市			2	2														18	
		多可町			2				2											10	
		西脇市				2	2				2	2								17	
		西宮市					2	2												20	
		洲本市	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	54	
		川西市		2		2														8	
		南あわじ市												2	2					16	
		淡路市																		4	
		三木市	2	2	2	2														16	
		上郡町					2													6	
		宝塚市																		10	
		加西市								2										12	
		市川町																		4	
		太子町	2																	6	
		福崎町	2		2				2											8	
		その他市町						香美町 2												4	
		小計	14	16	16	14	14	12	12	8	8	8	6	6	4	4	4	4	4	365	
		被災者健康相談・避難所衛生対策	篠山市						1												5
西脇市																				2	
宝塚市				1																3	
淡路市						2														4	
その他市町			福崎町 1		播磨町 1					上郡町 1	宍粟市 1									11	
小計		1	1	1	2	1			1	1									25		
合計		17	17	17	16	15	12	13	9	8	8	6	6	4	4	4	4	4	433		

【2市1町計】		派遣順、行政順																兵庫県内市町は派遣順、行政順	
避難所運営	7	5	5	5	5	5	5	5	5	3	3	3	3	3					283人
市町役場業務	31	33	33	31	26	22	20	16	16	16	16	10	10	8	8	8	8	8	803人
ガレキ処理対策																			4人
被災者健康相談・避難所衛生対策	2	2	2	3	2		2	2		2					1	1	1	1	54人
総計	40	40	40	39	33	27	27	23	19	21	13	13	11	9	9	9	9	9	1144人
(参考)																		9団体	
吹き出し																			9団体

平成23年3月12日～平成24年2月17日の短期派遣実績(延べ人数)

○ これまでの派遣実績累計(3/12～2/17)

延べ 33,960 人

○ 従事事務別(2/17までの累計)

内容	派遣先					計	市町数 (県内派遣元)
	宮城県	福島県	岩手県	その他			
(1)救命・救助対策	8,201	17	288	95	8,601	26市2町	
消防	8,201	17	288	95	8,601	26市2町	
(2)医療対策	1,758	112	646	2	2,518	22市2町	
医療チーム	1,612	71	46	2	1,731	22市2町	
防疫・消毒	146	41	600	0	787	2市0町	
(3)避難所対策	2,376	159	104	13	2,652	22市7町	
物資搬送・受入	191	10	39	13	253	17市6町	
避難所運営	1,627	0	14	0	1,641	5市0町	
ボランティア受入支援	451	149	0	0	600	1市0町	
罹災証明・住民相談	16	0	20	0	36	1市1町	
炊き出し	91	0	31	0	122	8市2町	
(4)被災住宅対策	2,185	0	0	0	2,185	15市2町	
瓦礫の除去・運搬	608	0	0	0	608	5市0町	
建物応急危険度判定	12	0	0	0	12	1市0町	
宅地危険度判定	35	0	0	0	35	5市0町	
家屋被害調査	1,530	0	0	0	1,530	12市2町	
し尿収集・運搬	0	0	0	0	0		
(5)道路復旧	218	0	0	0	218	1市0町	
道路復旧	218	0	0	0	218	1市0町	
(6)ライフライン復旧	177	155	2,732	95	3,159	25市10町	
給水	130	0	2,562	95	2,787	25市10町	
上水道復旧	0	0	101	0	101	1市0町	
下水道復旧	47	155	69	0	271	6市0町	
(7)宮城県北部沿岸 2市1町現地支援本部	8,751	0	0	0	8,751	27市12町	
宮城県現地支援本部	8,751	0	0	0	8,751	27市12町	
(8)その他	5,580	102	190	4	5,876	19市7町	
災対本部支援等	744	0	0	4	748	3市0町	
災害復旧査定	14	0	0	0	14	1市0町	
文化財修復	4	6	0	0	10	2市0町	
その他	4,818	96	190	0	5,104	18市7町	
計	29,246	545	3,960	209	33,960	29市12町	

○ 市町別(2/17までの累計)

派遣先 市町名	派遣先					計
	宮城県	福島県	岩手県	その他		
神戸市	8,569	378	1,872	91	10,910	
姫路市	3,078	50	98	44	3,270	
尼崎市	1,958	0	80	0	2,038	
明石市	1,345	0	106	0	1,451	
西宮市	1,561	77	150	19	1,807	
洲本市	554	0	0	0	554	
芦屋市	500	0	50	16	566	
伊丹市	679	5	68	0	752	
相生市	354	0	0	0	354	
豊岡市	780	0	132	0	912	
加古川市	638	0	136	0	774	
赤穂市	440	0	76	8	524	
西脇市	286	0	26	0	312	
宝塚市	454	0	225	11	690	
三木市	354	5	80	0	439	
高砂市	418	0	143	0	561	
川西市	503	3	96	9	611	
小野市	301	0	16	0	317	
三田市	342	5	84	0	431	
加西市	331	0	16	0	347	
篠山市	371	0	18	0	389	
養父市	216	4	18	0	238	
丹波市	614	0	101	0	715	
南あわじ市	193	0	0	0	193	
朝来市	660	0	30	0	690	
淡路市	87	0	0	0	87	
宍粟市	804	12	44	0	860	
加東市	359	0	62	4	425	
たつの市	714	0	55	7	776	
猪名川町	198	0	20	0	218	
多可町	87	0	16	0	103	
稲美町	73	0	8	0	81	
播磨町	76	0	8	0	84	
市川町	68	6	16	0	90	
福崎町	134	0	20	0	154	
神河町	170	0	0	0	170	
太子町	84	0	32	0	116	
上郡町	155	0	16	0	171	
佐用町	530	0	6	0	536	
香美町	121	0	18	0	139	
新温泉町	87	0	18	0	105	
計	29,246	545	3,960	209	33,960	

※派遣市町数

29市12町

ボランティアバススタッフ名簿(プラザ主催分)

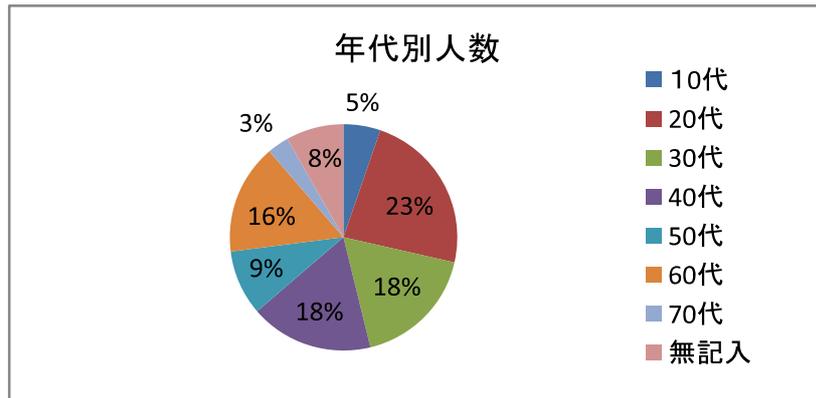
- 1 県及び外郭団体職員のみ
2 所属・役職は派遣時

時期	区分	派遣先	現地活動期間		氏名	県所管部局	所 属	役 職
			自	至				
01次	第1次先遣隊	松島町	3/18	3/20	高橋 守雄		ひょうごボランティアプラザ	所長代理
					是川 哲秀		ひょうごボランティアプラザ	事務局長
					野倉 加奈美		ひょうごボランティアプラザ	部長
					宮崎 歳也	企画県民部	地域協働課	副課長
					大塚 幸司	企画県民部	地域協働課	主査
					村上 志保	企画県民部	地域協働課	参事(OB)
					沼田 功規	企画県民部	地域協働課	副課長
					和泉 秀樹	企画県民部	秘書課	主査
					西田 俊哉	企画県民部	広報課	副部長
					辻 達也	企画県民部	青少年課	次長
					坂本 裕昭	企画県民部	職員課	係長
					溝垣 敏宏	企画県民部	管財課	主事
					行司 高博	企画県民部	情報政策課	技師
					羽原 好一	健康福祉部	高齢社会課	役付専門員
					上西 真一	健康福祉部	障害者支援課	担当課長補佐
					生安 衛	健康福祉部	少子対策課	技師
					橋本 盛方	健康福祉部	医務課	副局長
新井 隆浩	健康福祉部	疾病対策課	係長					
齋藤 富雄		県OB						
濱口 清子		県OB						
02次	第2次先遣隊	松島町	3/23	3/25	高橋 守雄		ひょうごボランティアプラザ	所長代理
					多田 幸雄		ひょうごボランティアプラザ	事務局次長兼部長
					岸 研一		ひょうごボランティアプラザ	部長代理
					近藤 寛		ひょうごボランティアプラザ	主査
03次	一般ボランティア	松島町 東松島市	3/28	3/31	高橋 守雄		ひょうごボランティアプラザ	所長代理
					秋澤 辰弥		ひょうごボランティアプラザ	副部長
					花房 良	企画県民部	地域協働課	職員
					濱口 剛	企画県民部	地域協働課	職員
竹村 英樹	企画県民部	新行政課	副課長					
04次	一般ボランティア	石巻市	4/6	3/31	豊田 幸雄		ひょうごボランティアプラザ	事務局長
					喜多山 了		ひょうごボランティアプラザ	部長
					野倉 加奈美		ひょうごボランティアプラザ	部長
					安並 剛志		ひょうごボランティアプラザ	副部長
					森田 克彦	企画県民部	県民生活課	主幹
05次	一般ボランティア	東松島市 石巻市 南三陸町	4/19	4/22	豊田 幸雄		ひょうごボランティアプラザ	事務局長
					中道 利佳		ひょうごボランティアプラザ	副部長
					大部 敬子		ひょうごボランティアプラザ	嘱託職員
					林 綾乃		ひょうごボランティアプラザ	嘱託職員
					絹谷 文章	企画県民部	交通安全室	主幹
					竹村 英樹	企画県民部	協働推進室	室長
藤原 慶一郎	企画県民部	協働推進室	職員					
06次	一般ボランティア	東松島市 石巻市	5/13	5/16	野倉 加奈美		ひょうごボランティアプラザ	部長
					岸田 育也		ひょうごボランティアプラザ	副部長
					中本 美里		ひょうごボランティアプラザ	嘱託職員
					寺田 隆裕	企画県民部	協働推進室	係長
					竹林 潤司	企画県民部	芸術文化課事業調整係	主幹兼係長
07次	一般ボランティア	東松島市 岩沼市 亘理町 山元町	6/15	6/18	豊田 幸雄		ひょうごボランティアプラザ	事務局長
					野倉 加奈美		ひょうごボランティアプラザ	部長
					佐伯 公宏	企画県民部	協働推進室	主幹兼係長
					武田 浩一	企画県民部	青少年課	職員
					大橋 勇		兵庫県青少年本部	主任専門指導員
08次	里帰りボラン ティア(福島)	郡山市 いわき市	7/8	7/11	喜多山 了		ひょうごボランティアプラザ	主事
					井筒 隆久		ひょうごボランティアプラザ	主事
					池添 麻奈	企画県民部	協働推進室	嘱託職員
09次	里帰りボラン ティア(宮城)	岩沼市 七ヶ浜町	8/4	8/7	高橋 守雄		ひょうごボランティアプラザ	所長代理
					野倉 加奈美		ひょうごボランティアプラザ	部長
					安並 剛志		ひょうごボランティアプラザ	副部長
					土屋 由利子	企画県民部	協働推進室	課長補佐兼係長
10次	一般ボランティア	七ヶ浜町 山元町	9/9	9/12	豊田 幸雄		ひょうごボランティアプラザ	事務局長
					野倉 加奈美		ひょうごボランティアプラザ	部長
					田中 稔浩	企画県民部	協働推進室	主査
11次	一般ボランティア	山元町	11/3	11/6	豊田 幸雄		ひょうごボランティアプラザ	事務局長
					野倉 加奈美		ひょうごボランティアプラザ	部長
12次	一般ボランティア	石巻市	12/17	12/19	豊田 幸雄		ひょうごボランティアプラザ	事務局長
					安並 剛志		ひょうごボランティアプラザ	副部長
計					65			

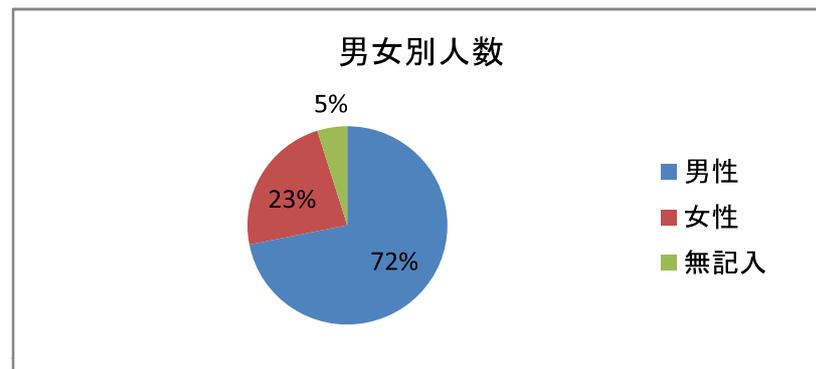
第1回～第12回 ボランティアアンケート集計

アンケート枚数 515

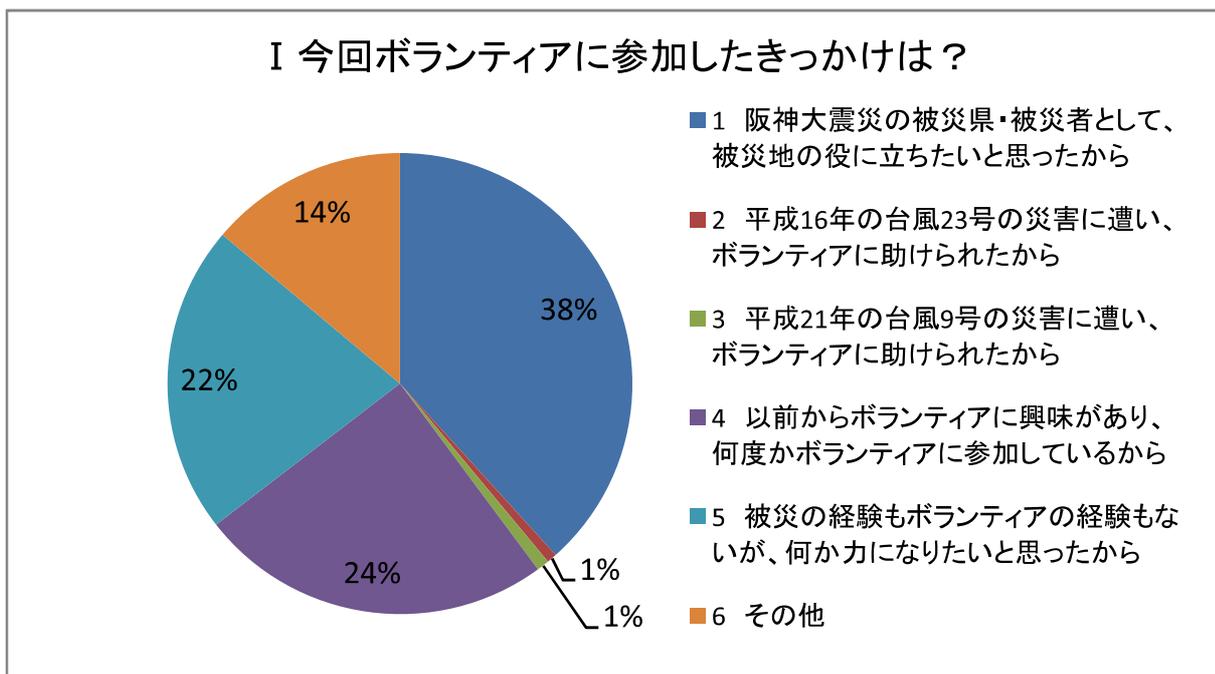
年代別人数	
10代	27
20代	120
30代	91
40代	90
50代	48
60代	81
70代	16
無記入	42
合計	515



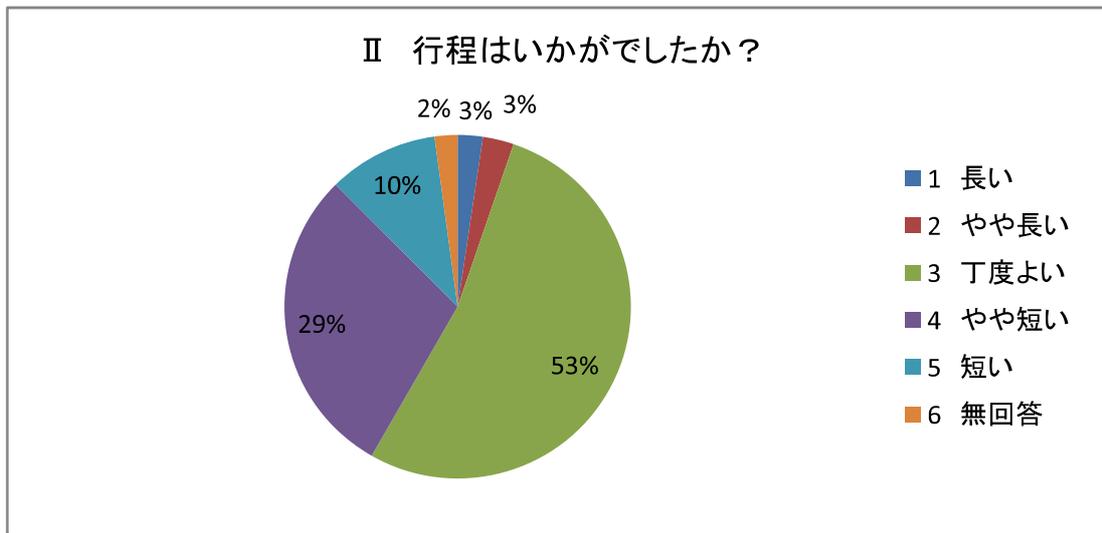
男女別人数	
男性	370
女性	120
無記入	25
合計	515



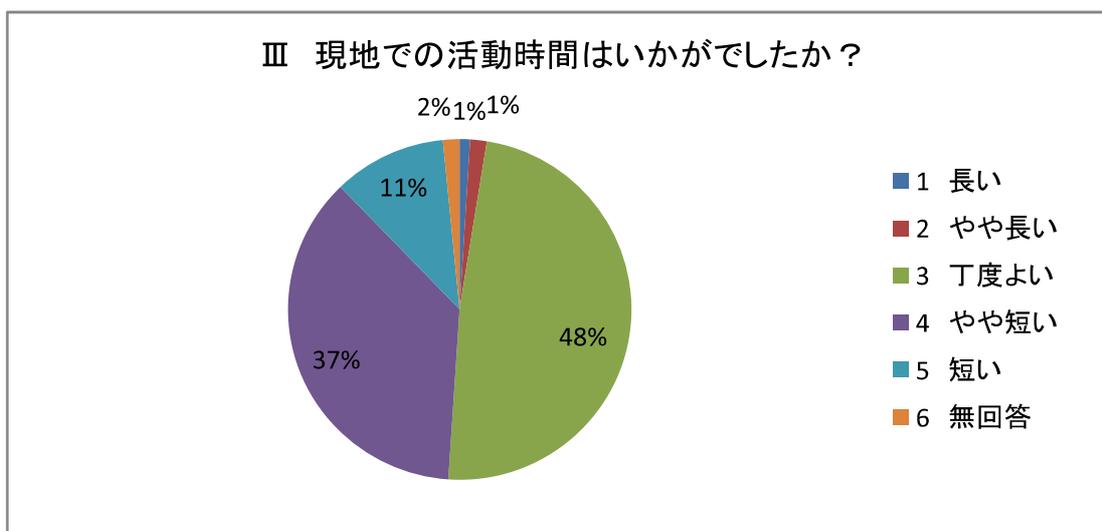
I 今回ボランティアに参加したきっかけは？(複数回答可)	回答数
1 阪神大震災の被災県・被災者として、被災地の役に立ちたいと思ったから	269
2 平成16年の台風23号の災害に遭い、ボランティアに助けられたから	5
3 平成21年の台風9号の災害に遭い、ボランティアに助けられたから	6
4 以前からボランティアに興味があり、何度かボランティアに参加しているから	173
5 被災の経験もボランティアの経験もないが、何か力になりたいと思ったから	152
6 その他	97



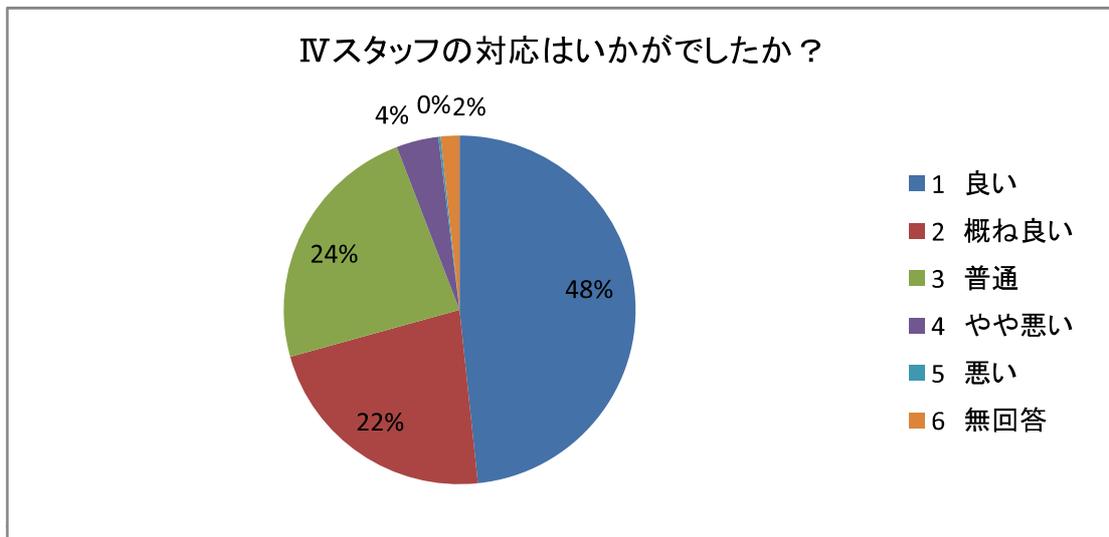
II 行程はいかがでしたか？	回答数
1 長い	12
2 やや長い	15
3 丁度よい	273
4 やや短い	151
5 短い	53
6 無回答	11
合計	515



III 現地での活動時間はいかがでしたか？	回答数
1 長い	5
2 やや長い	8
3 丁度よい	250
4 やや短い	189
5 短い	55
6 無回答	8
合計	515



IV スタッフの対応はいかがでしたか？	回答数
1 良い	249
2 概ね良い	115
3 普通	121
4 やや悪い	20
5 悪い	1
6 無回答	9
合計	515



V 再度ボランティアの募集があったら、参加しようと思えますか？	回答数
1 是非参加したい	280
2 参加したい	120
3 都合がつけば	104
4 参加したくない	2
5 無回答	9
合計	515

